

○電波法関係審査基準

総務省訓令第 号

電波法関係審査基準を次のように定める。

平成13年1月6日

総務大臣

電波法関係審査基準

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 無線局の免許等の一般的審査（第3条）
- 第3章 無線局の免許等の個別審査（第4条・第5条）
- 第4章 無線局の免許等の変更の許可（第6条―第12条）
- 第5章 特定無線局の免許等の審査（第13条―第17条）
- 第6章 外国の無線局の運用の許可（第18条）
- 第7章 無線従事者の免許等（第19条―第26条）
- 第8章 識別信号の指定基準（第27条・第28条）
- 第9章 電波法令の抄録等の認定（第29条・第30条）
- 第10章 事業者の点検能力の認定等（第31条・第32条）
- 第11章 指定証明機関等の指定等（第33条―第39条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、電波法令に基づく免許、許可、抄録及び局名録等の認定、指定証明機関等の指定、承認証明機関の承認並びに電波有効利用促進センターの業務規程の認可に係る審査基準を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この審査基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線通信規則 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則をいう。
- (2) 法 電波法（昭和25年法律第131号）をいう。
- (3) 施行規則 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）をいう。
- (4) 免許規則 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）をいう。
- (5) 根本基準 無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則12号）をいう。
- (6) 放送局根本基準 放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）をいう。
- (7) 設備規則 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）をいう。
- (8) 証明規則 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）をいう。
- (9) 従事者規則 無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）をいう。
- (10) 認定点検規則 認定点検事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）をいう。

- (11) 較正規則 測定器等の較正に関する規則（平成9年郵政省令第74号）をいう。
- (12) 法令委任局 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局をいう。
- (13) 内部委任局 総務省文書決裁規程（平成13年1月総務省訓令第2号）で総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長が処理することができることとされている無線局をいう。
- (14) 地方委任局 法令委任局及び内部委任局をいう。
- (15) 本省処理局 地方委任局以外の無線局をいう。

第2章 無線局の免許等の一般的審査

（無線局の免許及び再免許並びに予備免許）

第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局又は放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第11条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許若しくは免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間に申請を行った者に限り、放送をする無線局については、放送局根本基準第11条に基づき優先する放送をする無線局を審査する際、再免許に係る放送の継続の確保に配慮する。

- (1) 工事設計書に記載された事項は、次のアからケまでに適合するものであること。
 - ア 通信方式及び通信路数は、次の条件に適合するものであること。
 - (7) 通信方式は、単向通信方式、単信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。ただし、特に必要があると認められる場合は、複信方式とすることができる。
 - (4) 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局の通信路数は、通信内容及び必要とする通信需要量からみて繁忙時における呼損率との関係上必要最小限のものであること。
 - イ 有効通達距離又は最大測定距離、測定精度及び最小測定距離は、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。
 - ウ 送信装置は、次の条件に適合するものであること。
 - (7) 定格出力は、電波の型式別の空中線電力の表示方法との関連及び終段素子の使用条件、その出力規格、出力特性、空中線電力の換算比等からみて、送信機の出力端子における値として適正なものであること。
 - (4) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲は、希望する電波の型式及び周波数の範囲を含むものであること。
 - (7) 発振方式、周波数の安定方式及び通倍方法は、次のとおりであること。
 - A 発振方式及び周波数の安定方式は、外部の温度、湿度の変化及び機内温度の上昇並びに電源圧力の変動等に対して送信周波数を許容値内に維持できるものであること。
 - B 通倍方法は、変調及びスプリアス発射の抑圧の側面からみて妥当な段数であり、通倍段間の結合方法は、その方式及びスプリアス出力特性からみて高低調波

を十分抑圧できるものであること。

(エ) 変調の方式、各段の通倍数、変調系統、緩衝増幅器の挿入箇所及び周波数の混合方法は、電波の質、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。

(オ) 人工衛星局及び地球局の最大電力密度及び空中線電力低下の方法は、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。

(カ) 高周波濾波器は、基本波に対する挿入損失が少なく、かつ、スプリアス発射の強度を規定値以下に抑圧できるものであること。

(キ) 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局の通信路容量は、必要な通信路数を収容できるものであること。

(ク) その他の装置は、その機能及び方式が当該無線局の電波の型式、空中線電力及び使用する周波数帯からみて適正なものであること。

(ク) 予備の送信装置は、当該無線局の開設目的、専業又は業務の遂行上からみて適正なものであること。

エ 受信装置は、受信可能な電波の型式及び周波数の範囲が、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。

オ 電源設備は、次の条件に適合するものであること。

(ア) 電源設備は、できる限り予備電源装置又は予備の購入電力線を有しているものであり、かつ、非常災害に対し安全な場所に設けられているものであること。

(イ) 受電端又は発電機から送信装置までの電源系統は、機器の所要電力、負荷変動、分岐される系統の負荷の種類、自動電圧調整器の挿入箇所等からみて必要な電力を安定的に供給できるものであること。

(ロ) 一般的に予想される電圧変動率の範囲内において、送信電波の周波数、占有周波数帯幅若しくは空中線電力又はスプリアス発射の変動が許容偏差又は許容値内に維持できるものであること。

カ 空中線系は、次の条件に適合するものであること。

(ア) 空中線の形状、指向特性、利得等は、希望する周波数、通信方式、回線経路、回線系統、プロフィール及びサービスエリア等からみて適正なものであること。

(イ) 空中線の地上高は、空中線電力、必要なサービスエリア等との関連において、できる限り低いものであること。ただし、890MHz以上の電波を使用する特定の固定地点間の無線通信を行う無線局の空中線の地上高は、原則として当該電波伝搬路の状況を考慮して既設又は建築について計画中（施工中を含む。）の高層建築物等により電波の伝搬障害を生じるおそれがないと見込まれる適正な高さであること。

(ロ) 空中線の回転速度及び水平面又は垂直面の主輻射の角度の幅は、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。

(ハ) 放送局の送信空中線の指向特性は、送信機出力の電力分配、空中線の諸元等を総合的に検討し、放送しようとする地区において必要な電界強度又は電力束密度を生じさせるのに妥当なものであり、かつ、その地区における主要な区域に対しては、有効な受信が確保されるよう考慮されているものであること。

(ニ) 給電線、導波管、濾波器、共用器、給電線切替器等は、挿入箇所が適正であっ

て挿入損失が少ないものであること。

(カ) 給電線は、送信空中線の特性インピーダンス、送信機の出力インピーダンス、希望する周波数等からみて能率的であること。また、空中線系の整合は、できる限り完全であること。

(キ) 地球局のうち空中線系に追尾機能を有するものは、その方式等が使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。

(ク) 空中線柱は、次のとおりであること。

A 空中線柱の強度は、自重(支線による張力を含む。)、空中線、機器等の重量並びに風圧及び被氷等による加重に十分耐えることができるものであること。

B 放物面鏡等の指向性のせん鋭な空中線を使用する場合の空中線柱は、振動によって通信の疎通に影響を与えない構造のものであること。

キ 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局に使用する無線電中継装置は、次の条件に適合するものであること。

(ア) 原則として、多値化した変調方式を採用した通信方式等においては、無線電中継装置を使用しないものであること。

また、大都市その他無線局の集中する地域においては、原則として無線電中継装置又は直接中継装置を使用しないものであること。

(イ) できる限り回線経路の中央を避け、いずれかの無線局に近い場所に設置するものであること。

(ロ) 回線経路、プロフィールとの関連上必要な利得が得られるものであること。

(ハ) 1枚反射板の場合の入射角はできる限り狭いものであり、入射角が60度を超える場合はできる限り2枚反射板であること。

(ニ) 無線電中継装置の強度は、自重、風圧、被氷等による加重に十分耐えることができるものであること。

ク 附属装置の種類、型式、規格等は、当該無線局の使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。

ケ 送信機、受信機、電源設備等の機器配置は、相互干渉、環境条件、保守の難易、危険防止等について十分考慮されているものであること。

(2) 周波数の割当可能性は、次のアからエまで(認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局(以下「認定特定基地局」という。)にあっては、次のオ)に適合するものであること。

ア 周波数は、周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号)に適合するものであり、他の無線局に混信を与えないものであること。

イ 周波数の数は、放送局を除き、当該申請者の開設する他の無線局の使用周波数、構成しようとする通信系統、必要と認められる通信量、当該無線局の地理的条件等からみて、当該無線局の目的を達成するため必要最小限のものであること。

ウ 放送局の周波数については、放送用周波数使用計画に基づき割当てが可能であること。

エ 地方委任局については、別表1の区分に基づき周波数の割当てが可能であること。ただし、総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)が地域周波数利用計画を策定した場合は、これによることができる。

オ 周波数は、法第27条の13第4項に基づき指定された周波数(法第27条の14第3項の規定による変更があったときは、変更後のもの)の範囲内であり、他の無線局に混信を与えないものであること。

(3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。

- ア 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由は、別表2の区分に適合するものであること。ただし、放送局にあつては、別表2に定めるもののほか、無線局の目的は、免許規則別表第2号第1注20の区分によることとし、放送業務を行うために開設するものであること。また、認定特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、無線局の目的が電気通信業務用であり、免許の主体が当該認定計画に係る認定開設者であること。
- イ 根本基準第4条に該当する無線局の範囲並びに根本基準第4条及び第8条に該当する無線局の開設申請に対する電気通信業務用電気通信施設利用の基準は、別添1のとおりとする。
- ウ 通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域は、無線局の目的及び開設を必要とする理由に照らし適正なものであること。ただし、認定特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、通信の相手方及び通信事項が当該認定計画に照らし適正なものであること。
- エ 無線設備の工事落成の予定期日は、原則として予備免許の日から6か月以内であること。ただし、放送局の無線設備の工事落成の予定期日は、原則として予備免許の日から1年以内であること。
- オ 希望する運用許容時間は、その事業又は業務の遂行に必要な時間であること。
- カ 無線設備の設置場所は、次の条件に適合するものであること。
- (7) 設置場所に係る土地及び建物は、予備免許又は免許を受けた後において使用できる十分な見通しがあること。
 - (イ) 他の無線局に対し当該無線局の与える混信妨害又は当該無線局が他の無線局が受ける混信妨害の度合いが十分小さいものであること。
 - (ロ) 同一構内等至近距離に2以上の空中線が設置される場合は、十分その必要が認められるものであり、かつ、相互の混信妨害の度合いが十分小さいものであること。
- (エ) 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局は、回線構成の可能な範囲において、できる限り海拔高の低い地点であること。ただし、特に山頂等の高所を希望する場合は、回線経路、回線系統、プロフィール、置局上の立地条件、他の候補地との利害損失等からみて、十分その必要性が認められるものであること。
- (オ) 890MHz以上の電波を使用する特定の固定地点間の無線通信を行う無線局は、次のとおりであること。
- A 原則として回線経路及びプロフィールからみて、地球の等価半径係数Kが0.8まで変化しても、第1フレネルゾーンのクリアランスが可能なものであること。
 - B 回線経路及びプロフィールからみて、その電波伝搬路の地上投影面に建築物等が建築された場合においても、正常な伝搬路が確保され、かつ、近傍反射による伝搬障害を受けない見込みのものであること。
 - C 回線経路からみて反射係数が大きいと認められる場合は、そのプロフィールからみて適当なシールドング・リッジにより反射波が切られているものであること。ただし、干渉性フェージングの影響を軽減するための無線設備を有する場合は、この限りでない。
- (カ) 使用周波数、伝送方式、回線経路、プロフィール等からみて、回線構成が適当と認められるものであること。
- (キ) 移動する無線局の移動範囲は、無線局の目的及び開設を必要とする理由に照ら

して必要な範囲であること。

(ク) 放送局の送信空中線の位置は、山、高層建築物等により、放送の受信者側にゴーストあるいはマルチパスを生ずるおそれが極力ない場所であること。

キ 対地静止衛星に開設する電気通信業務用無線局(本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を併せ行うものに限る。)が本邦外の場所相互間の通信に使用する周波数帯域は、使用可能な周波数帯域の20%以下であること。

ク 標準テレビジョン放送局(総合放送を行うものに限る。)は、教養番組及び教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、一週間の放送番組中、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保し、放送番組の相互の間の調和を図ること。

(4) 自営固定通信システムと公衆網との接続に係る基本的要件は、第一種電気通信事業者が電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第52条第1項に基づき、当該接続の請求を拒否しているものでないこと。

(5) 法第56条第1項に基づき総務大臣が指定する受信設備の運用に支障を与えないものであること。必要な審査は別添2「無線局の免許申請等に対する電波天文業務の用に供する受信設備の保護のための審査等」によること。

(6) 無人運用の無線局等に対する無線従事者の選任については、別添3「無人運用の無線局等の無線従事者の選任について」によることができること。

(7) 主任無線従事者の選任については、別添4「主任無線従事者の監督の要素」を満足するものであること。

(8) 放送局の業務を維持するに足る財政的基礎は、次のア及びイに適合するものであること。

ア 法第6条第2項第2号に規定する無線設備の工事費については、当該放送局を開設するために必要とする適正な工事費として計上されていること。

また、無線設備の工事費の支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法については、事業計画の該当事項及び事業収支見積りの中において適正に計上されていること。

イ 法第6条第2項第3号に規定する事業計画及び事業収支見積りについては、その記載内容が当該地区における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、確実にその事業の計画を実施することができるものであること。

(9) 放送局根本基準第9条第6項又は第7項の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1を超えるか又は5分の1以上の議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに掲げる場合にあっては、当該アからウまでに定めるところにより、これらの議決権を合算して行うものとする。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。

- ウ イの規定は、放送局を開設しようとする者の議決権を有する法人は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある1又は2以上の法人又は団体（以下「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれの議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。）によって保有されている場合に限る。）に準用する。
- (10) 自営通信の分野において異免許人間通信又は異名義人間の有・無線接続通信を行う場合の基準は別添5のとおりとする。

第3章 無線局の免許等の個別審査

（無線局の局種別審査）

第4条 無線局の局種別の審査は、別紙1に定めるところによる。

（無線局の目的別審査）

第5条 無線局の目的別の審査は、別紙2に定めるところによる。

第4章 無線局の免許等の変更の許可

（工事落成期限の延長）

第6条 法第8条第2項の工事落成の期限の延長の申請書を受理したときは、当初予期することができなかつた事情の発生等工事落成の期限を延長するに相当な理由があるものであるかどうかを審査し、その申請が適正であると認めるときは、工事落成の期限を延長する。

（工事設計及び通信事項等の変更の許可）

第7条 法第9条第1項又は第4項の規定による工事設計の変更又は通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更の申請書を受理したときは、第3条から第5条までの規定を準用して審査するとともに、無線局の無線設備の設置場所又は移動範囲の変更が、無線局の目的等からみて無線局の同一性を存続させるものであるかどうかを審査し、適合していると認めるときは、許可する。

（無線局の目的変更の許可）

第8条 法第16条の2の規定による無線局の目的の変更の申請書を受理したときは、第3条から第5条までの規定を準用して審査するとともに、次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、許可する。

- (1) 第一種電気通信事業者が電気通信事業法第15条の規定による委託契約を当該免許人との間で締結する意思を有すること。
- (2) 当該免許人が無線局の目的変更に伴う通信の相手方又は通信事項の変更申請を併せて行っていること。

（無線設備の変更の工事等の許可）

第9条 法第17条第1項の規定による通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の申請書を受理したときは、第5条の規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、許可する。

(指定事項の変更)

第10条 法第19条の規定による識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更の申請書を受理したときは、第3条から第5条までの規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、指定を変更する。この場合の識別信号は、第8章に定める識別信号の指定基準により指定を変更する。

(免許人及び予備免許を受けた者の地位の承継の許可)

第11条 法第20条第2項若しくは第3項の規定による無線局の免許人の地位の承継又は同条第8項の規定による法第8条の予備免許を受けた者の地位の承継の申請書を受理したときは、第3条から第5条までの規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、許可する。

(外国において取得した船舶又は航空機の免許の特例)

第12条 法第27条の規定による外国において取得した船舶又は航空機の無線局に係る無線局免許申請書を受理したときは、次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、免許を与える。

- (1) 無線局の目的及び開設の理由が、別表2に適合していること。
- (2) 希望する周波数が、予定航路において必要とされる周波数であること。

第5章 特定無線局の免許等の審査

(特定無線局の包括免許及び再免許)

第13条 法第27条の3の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第27条の4の規定に基づき、その申請が次の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、免許又は再免許を与える。

- (1) 無線設備の規格は、施行規則第15条の3各号に掲げる無線局であつて、当該各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。
- (2) 無線設備は、法第38条の2第1項の技術基準適合証明を受けているものであること。
- (3) 周波数の割当可能性は、次のアからウまでに適合するものであること。
 - ア 周波数は、周波数割当計画に適合するものであること。
 - イ 周波数の範囲は、通信の相手方となる無線局の使用周波数、構成しようとする通信系統、必要と認められる通信量、当該無線局の地理的条件等からみて、当該無線局の目的を達成するため必要最小限のものであること。
 - ウ 地方委任局については、別表1の区分に基づき周波数の割当てが可能であること。
- (4) 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由は、別表2の区分に適合するものであること。
- (5) 特定無線局の運用開始の予定期日は、原則として免許の日から6か月以内であること。
- (6) 最大運用数は、運用開始の日(再免許申請の場合にあつては、再免許の日)以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の利用者数(運用数)見込み及びその算出根拠が事業計画等から妥当と認められるものであること。

(7) 特定無線局の通信の相手方が外国の人工衛星局の場合にあっては、次のアからエまでに適合するものであること。

ア 人工衛星の軌道又は位置については、日本国との間において無線通信規則に基づく国際調整が完了しているものであり、かつ、国際調整により定められた条件により運用されるものであること。

イ 特定無線局の運用開始の予定期日から包括免許の有効期間満了の日までの間は、特定無線局の目的を遂行するために必要となる数の人工衛星局が使用できる十分な見通しがあること。

ウ 人工衛星局の通信の相手方であって、陸上に開設する移動しない無線局（人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするもの以外）について、利用者の需要に照らして適正な回線数を確実に確保できるものであること。

エ 特定無線局の適正な制御を確保するための契約書等の書類が存在し、申請者による通信の制御が適正かつ確実に行われるものであること。

(運用開始期限の延長)

第14条 法第27条の6の運用開始の期限の延長の申請書を受理したときは、当初予期することができなかつた事情の発生等運用開始の期限を延長するに相当な理由があるものであるかどうかを審査し、その申請が適正であると認めるときは、相当と認められる範囲内で運用開始の期限を延長する。

(無線設備の変更の工事等の許可)

第15条 法第27条の8の規定による免許申請の際に提出した工事設計と異なる工事設計に基づく無線設備を無線通信の用に供するための許可申請書を受理したときは、当該無線設備の規格が現に免許を受けている特定無線局の無線設備の規格と同一であつて、かつ、技術基準適合証明を受けていると認めるときは、許可する。

(指定事項の変更)

第16条 法第27条の9の規定による電波の型式、周波数、空中線電力又は指定無線局数の指定の変更の申請書を受理したときは、第13条及び次条の規定を準用して審査し、電波の能率的な利用の確保、その他その変更の必要性が認められるときは、指定を変更する。

(個別審査)

第17条 特定無線局の目的別の審査は、別紙2の第4のとおりとする。

第5章の2 特定基地局の開設計画の認定等の審査

(特定基地局の開設計画の認定)

第17条の2 免許規則第25条の4の申請書及び開設計画書を受理したときは、法第27条の13第4項各号の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、認定する。ただし、同項各号に適合する開設計画に指定することのできる周波数が不足する場合には、当該開設計画の開設計

針への適合性の度合い及び実施の確実性の度合いからみて最も電波の公平かつ能率的な利用が確保され、もって公共の福祉の増進に寄与するものが優先するものとする。

- (1) 開設計画が開設計針に照らし適切なものであること。
- (2) 開設計画が確実に実施される見込みがあること。
- (3) 周波数の範囲が通信系に含まれる特定基地局の総数及びそれぞれの特定基地局の設置場所、必要と認められる通信量等からみて、当該通信系に含まれる特定基地局の目的を達成するため必要最小限のものであること。

(開設計画の変更の認定)

第17条の3 法第27条の14第1項の開設計画の変更の認定の申請書を受理したときは、前条(第3号を除く。)の規定を準用して審査するとともに、当初予期することができなかつた事情の発生等開設計画を変更するに相当な理由があるものであるかどうかを審査し、その申請が適正であると認めるときは、変更を認定する。

(周波数の指定の変更)

第17条の4 法第27条の14第3項の周波数の指定の変更の申請書を受理したときは、希望する周波数が、開設計針に定める特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項に適合するものであるかどうかを審査するとともに、第17条の2第3号の規定を準用して審査し、電波の能率的な利用の確保、その他その変更の必要性が認められるときは、指定を変更する。

(認定の有効期間の延長)

第17条の5 法第27条の14第4項の認定の有効期間の延長の申請書を受理したときは、当初予期することができなかつた事情の発生等認定の有効期間を延長するに相当な理由があるものであるかどうかを審査し、その申請が適正であると認めるときは、認定の有効期間を延長する。

(認定開設者の地位の承継の許可)

第17条の6 法第27条の16において準用する法第20条第2項及び第3項の許可の申請書を受理したときは、第17条の2の規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、許可する。

第6章 外国の無線局の運用の許可

(外国の無線局の運用の許可)

第18条 法第103条の5の規定による外国の無線局の運用の許可の申請書を受理したときは、次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、許可する。

- (1) 電波の型式及び希望する周波数の範囲が、申請に係る無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局の包括免許の電波の型式及び周波数の範囲内のものであること。
- (2) 運用するすべての外国の無線局の空中線電力のうち、最大の空中線電力の値が、関連する包括免許の空中線電力を上回るものではないこと。

- (3) 無線設備の技術基準が、免許規則第31条第2項第5号に基づき告示するものに適合するものであること。

第7章 無線従事者の免許等

(無線従事者の免許)

第19条 従事者規則第46条の申請書類を受理したときは、別紙3の1に定めるところにより審査し、適合していると認めるときは、免許を与える。

(無線従事者養成課程の認定)

第20条 従事者規則第22条第1項の申請書類を受理したときは、別紙3の2に従い、従事者規則第21条第1項各号に掲げる基準及び同条第3項の規定に適合しているかどうか審査するものとする。

(長期型養成課程の認定)

第21条 従事者規則第22条第2項の申請書類を受理したときは、別紙3の3に従い、従事者規則第21条第2項各号に掲げる基準及び同条第3項の規定に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、認定する。

(認定講習課程の認定)

第22条 従事者規則第35条の申請書類を受理したときは、別紙3の4に従い、従事者規則第34条各号に掲げる基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、認定する。

(学校等の認定)

第23条 従事者規則第14条の申請書類を受理したときは、平成2年郵政省告示第279号(学校等の認定基準を定める件)の認定基準に適合しているかどうかを書類及び実地により審査し、適合していると認めるときは、認定する。

(学校の教育課程に開設している無線通信に関する科目の確認)

第24条 従事者規則第31条第2項の申請書類を受理したときは、別紙3の5により審査し、適合していると認めるときは、確認する。

(船舶局無線従事者証明)

第25条 従事者規則第53条の申請書類を受理したときは、別紙3の6により審査し、適合していると認めるときは、証明する。

(認定新規訓練等の認定)

第26条 従事者規則第61条の申請書類を受理したときは、別紙3の7により審査し、適合していると認めるときは、認定する。

第8章 識別信号の指定基準

(識別信号の指定)

第27条 法第8条第1項の規定により無線局に指定する呼出符号(標識符号を含む)、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号は、別表3の区分の指定基準に基づき指定を行う。

(法第4条第3号に規定する無線局の呼出符号又は呼出名称の指定)

第28条 施行規則第6条の3第1項の規定による呼出符号又は呼出名称の指定申請書を受理したときは、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、別表3の表3の指定基準に基づき指定する。

- (1) 申請書は、施行規則別表第1号の様式のものであること。
- (2) デジタルコードレス電話の無線局については、1件の指定申請数が50,000を超えないものであること。
- (3) コードレス電話の無線局については、指定を受けた後おおむね3か月で無線設備に組み込まれるものであること。

第9章 電波法令の抄録等の認定

(無線局に備え付ける電波法令の抄録の認定)

第29条 施行規則第38条第4項の規定によるアマチュア局、簡易無線局等が法及びこれに基づく命令の集録に代えて備え付けることができる抄録の認定に係る申請書を受理したときは、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、認定する。

- (1) 法及びこれに基づく命令のうち、当該無線局を適法に運用する上で必要不可欠な事項が収録されていること。
- (2) 抄録の形状が、無線局に備え付けておく書類として適する大きさであること。

(呼出符号表等に代えられる書類の認定)

第30条 施行規則第38条第6項の規定による海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別符号の表、海岸局の局名録、船舶局の局名録並びに無線測位局及び特別業務の局の局名録の認定に係る申請書を受理したときは、その申請が次の各号に適合しているかどうか審査し、適合していると認めるときは、認定する。

- (1) 船上等において使用するのに適当な大きさのものであること。
- (2) 使用されている略号及び記号は原則として無線通信規則に掲げるものであること。
- (3) 局名、呼出符号等必要な事項が収録されていること。
- (4) 局名録の名称(2以上の局名録を合わせて編集したものについては、その内容を示す適当な名称)、収録年月日及び発行者名を付した表紙が付されていること。

第10章 事業者の点検能力の認定等

(事業者の点検能力の認定)

第31条 認定点検規則第7条の申請書及びそれに添付される業務の実施の方法を定めた書類(以下「業務実施方法書」という。)等を受理したときは、法第24条の2第1項又は第24条の9第1項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、認定する。

- (1) 認定の申請については、次の条件に適合しているものであること。
 - ア 認定点検規則第2条に規定する認定の区分ごとに申請されていること。
 - イ 申請書が申請者の住所又は点検の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の

- 所在地を管轄する総合通信局長(法第24条の9第1項の認定においては、関東総合通信局長とする。以下この条において同じ。)に提出されていること。
- (2) 点検員については、認定の区分及び点検を行う無線設備等に係る無線局の種別又は特定無線設備の種別に応じ、認定点検規則第3条の規定による点検員の要件に適合していることを次の書類により確認できるものであること。
- ア 無線従事者の資格を有する者の場合は、無線従事者の免許証の写し
- イ 外国政府が発給した無線通信規則に基づく資格の証明書を有する者の場合は、当該証明書の写し
- ウ 学校の卒業者の場合は、卒業証明書及び次に掲げる科目のすべて又は一部の科目を履修したことを証明する書類
- (7) 無線機器学その他無線機器に関する科目
- (4) 電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目
- (9) 電子計測その他無線測定に関する科目
- (エ) 通信工学
- (オ) 通信技術
- (カ) 電波法規その他電波法令に関する科目
- エ 学校の卒業者の場合の業務の経歴を証明する書類は、企業等の雇用主等が無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に従事した事実を証明する書類
- オ 第三種点検事業の業務に5年以上従事した経験を有する者であって、第二種点検事業の業務を行おうとするものは、企業等の雇用主等が当該期間従事した事実を証明する書類
- カ 認定点検規則附則第3項により、認定点検規則第3条第2号又は第3号に規定する要件を満たしているものとみなす場合の適用を受けようとする者は、企業等の雇用主等がその事実を証明する書類
- (3) 業務実施方法書に記載される業務の実施の方法については、次の事項について適正に規定されているものであること。
- ア 認定の区分及び点検を行う無線設備等に係る無線局の種別又は特定無線設備の種別
- イ 点検を行う事業所の名称及びその所在地
- ウ 申請者が法人の場合であって、複数の事業所において点検の業務を行おうとする場合には、各事業所の点検の業務に関する全般的な管理及び責任体制
- エ 点検の業務を行おうとする事業所において確保すべき点検員及び測定器等
- オ 点検員の氏名及び資格等
- カ 点検に用いる測定器等の名称、型式、製造事業者名及び製造番号
- キ 点検に用いる測定器等の保守及び管理並びに較正の計画については、次に掲げる事項が確保されていること又はその実施体制等が明確になっていること。
- (7) 点検に用いる測定器等の保守を定期的に行うことが定められていること。
- (4) 点検に用いる測定器等の管理責任者及び管理の方法が定められていること。
- (9) 点検に用いる測定器等の較正の現状及び今後の計画が定められていること。
- (エ) 点検に用いる測定器等のうち、認定点検規則第6条第2号の較正であって、総務大臣が認めるものは、当該較正が行われる国の測定に係る計量値に関する国家

標準に対してトレーサビリティを有する標準器を使用して行う較正であって、較正が完了した旨の証明が付されているものであること。

(4) 点検に用いる測定器等の認定点検規則第6条第3号の較正は、次の基準を満たすものであること。

A 総務大臣若しくは指定較正機関による較正又は認定点検規則第6条第1号若しくは第2号による較正を受けた測定器等（認定点検規則附則第2項に定める総務大臣が別に告示する要件に該当する較正を受けている測定器等を含む。以下「自社内較正用標準器」という。）と無線設備の点検に用いる測定器等が区分され、かつ、その体系が確立されていること。

B 自社内較正用標準器は、毎年1回総務大臣若しくは指定較正機関による較正又は認定点検規則第6条第1号又は第2号による較正を受けるものであること。

C 自社内較正用標準器は、点検に使用する測定器等を較正するに十分な精度を有するものであること。

D Bによる自社内較正用標準器を用いて行う較正の実施方法が明確に規定されていること。

E 較正の記録が確実に保管されるよう規定されていること。

F 自社内較正に係る測定器等の管理責任者及び管理の方法を定めていること。

G 自社内較正用標準器と無線設備の点検に使用する測定器等の区分方法とその体系を確立すること。

ク 点検に用いる測定器等を新たに測定器製造事業者から購入した場合、当該測定器製造業者がキの規定を満たしている場合には、較正が行われているものとする。

ケ 点検の実施方法については、認定点検規則第15条により総務大臣が告示するところによるものであること。ただし、同告示に定める点検の実施方法によるほか他の方法によって実施する場合は、その点検の実施の方法が明確に記載され、かつ適正に定められていること。

コ 点検の一部を他の者に委託しようとする場合、その委託先が適正なものであること。

サ 点検の業務に関する帳簿、認定証及び業務実施方法書等の書類の管理等について適正に定められていること。

シ 点検に用いる測定器等を計測器の貸与を役務とする事業者（以下「計測器貸与事業者」という。）から借用する場合には、次に掲げる事項を満たすものであること。

(7) 業務実施方法書に点検に使用した測定器等の名称、型式、製造者名及び製造番号を記載すること。

(1) 計測器貸与事業者の名称及び当該計測器貸与事業者がキの規定を満たすことが記載された書類を添付すること。

ス シの規定を適用する当該計測器貸与事業者は次の書類を郵政大臣に提出していること。ただし、当該計測器貸与事業者が認定点検事業者の認定を受けている場合は、当該認定申請に当たって提出した業務実施方法書の関係書類に代えることができる。

(7) 測定器等の較正の実施方法

(1) 貸与する測定器等の一覧

(業務実施方法書の記載事項の変更)

第32条 認定点検規則第9条の規定による業務実施方法書の記載事項の変更の申請書を受理したときは、前条各号の規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、承認する。

第11章 指定証明機関等の指定等

(指定証明機関の指定)

第33条 証明規則第9条の申請書及びそれに添付される書類を受理したときは、法第38条の3第1項に規定する指定の基準に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、指定する。

(1) 法第38条の2第1項の特定無線設備の技術基準適合証明(以下この条において「技術基準適合証明」という。)の業務の実施に関する計画は、次のアからオまでに適合するものであること。

ア 技術基準適合証明の業務を行う組織及びその運営体制が明確かつ合理的に定められており、当該業務を円滑に行うに足りる職員が確実に確保されるものであること。

イ 技術基準適合証明の業務を行おうとする事務所ごとに証明員が確実に選任されるものであること。

ウ 技術基準適合証明の審査に使用する測定器その他の設備(以下この条において「測定器等」という。)が確実に調達されるものであること。

エ 測定器等の保守及び管理体制が適正であり、較正の計画が定められていること。

オ 申請の手続、審査の手順等技術基準適合証明の業務の実施方法が適正かつ明確であること。

(2) 技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる財政的基礎は、次のア及びイに適合するものであること。

ア 技術基準適合証明の業務を実施するために必要な財産を有し、又は実施するために必要な資金が確実に調達されるものであること。

イ 技術基準適合証明の業務に係る事業収支見積りの算出が適正かつ明確であり、当該事業収支見積りが合理的に作成されていること。

(3) 申請者が技術基準適合証明の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって特定の者に対し不当な差別的取扱いをする等技術基準適合証明が不公正になるおそれがないこと。

(4) その指定によって技術基準適合証明が不公正に行われる等申請に係る区分の技術基準適合証明の業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと(同一の指定の区分について複数の指定証明機関を指定する場合に限る。)

(承認証明機関の承認)

第34条 証明規則第39条の申請書及びそれに添付される書類を受理したときは、前条の規定((4)を除く。)を準用して審査し、適合していると認めるときは、承認する。

(指定講習機関の指定)

第35条 従事者規則第76条の申請書及びそれに添付される書類を受理したときは、第33条の規定((1)のイからオまでを除く。)を準用して審査するほか、法第39条第7項の講習の業務の実施に関する計画について、その申請が次の(1)及び(2)に適合しているかど

うかを審査し、適合していると認めるときは、指定する。

- (1) 講習に使用する講習会場等の講習施設が確保される見込みがあること。
 - (2) 申請の手続、講習の科目等講習の業務の実施の方法が適正かつ明確であること。
- (指定試験機関の指定)

第36条 従事者規則第86条の申請書及びそれに添付される書類を受理したときは、第33条の規定((1)のウからオまで及び(4)を除く。)を準用して審査するほか、法第46条第1項の試験事務の実施に関する計画について、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、指定する。

- (1) 試験に使用する試験会場等の試験施設が確保される見込みがあること。
- (2) 申請の手続、試験問題の作成方法等試験の業務の実施の方法が適正かつ明確であること。
- (3) 試験員について、従事者規則第87条第1項第1号ハ、同項第2号二及び第3号二並びに同条第2項及び第3項の規定により、それぞれ総務大臣が同条第1項第1号イ若しくはロ、同項第2号イ、ロ若しくはハ、同項第3号イ、ロ若しくはハ又は同条第2項若しくは第3項に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者は、別紙3の8のうちのいずれかに該当する者とする。

(電波有効利用促進センターの指定)

第37条 施行規則第51条の5の申請書及びそれに添付される書類を受理したときは、法第102条の17第1項に規定する指定の基準に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、指定する。

- (1) 法第102条の17第2項に規定する業務(以下「センターの業務」という。)は、次のアからエまでに定めるところにより確実に実施されるものであること。
 - ア 法第102条の17第2項第1号の業務は、混信に関する状況、免許申請の方法、使用可能な周波数の選択等無線局の開設等に際して必要とされる事項に関して必要な指導又は助言を行うものであること。
 - イ 法第102条の17第2項第2号の業務は、周波数の変更のスケジュール、変更後の周波数配置等円滑な周波数の移行を確保するために必要な事項、周波数有効利用技術を用いた設備に関する事項等電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要となる情報の収集及び提供を行うものであること。
 - ウ 法第102条の17第2項第3号の業務は、周波数有効利用技術の開発動向に関する情報の収集及び解析、電波伝搬特性に関する調査研究並びにこれらの成果に関する広報活動等を行うものであること。
 - エ 法第102条の17第2項第4号の業務は、無線局の免許人等に対する混信の除去又は防止、周波数有効利用技術の導入の促進等電波の有効かつ適正な利用に資する啓発活動等を行うものであること。
- (2) センターの業務を実施するために必要な財産を有し、又は実施するために必要な資金が確実に調達されるものであること。
- (3) センターの業務に係る事業収支見積りの算出が適正かつ明確であり、当該事業収支見積りが合理的に作成されていること。
- (4) センターの業務を行う組織及びその運営体制が明確かつ合理的に定められており、当該業務を円滑に行うに足る職員が確実に確保されるものであること。

(5) センターの業務の実施の方法は、センターの業務の利用の手続に関する事項等当該業務の実施に関して必要な事項が適正かつ明確に定められていること。

(電波有効利用促進センターの業務規程の認可及び変更の認可)

第38条 施行規則第51条の8の申請書及び当該認可に係る業務規程を受理したときは、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、認可する。

(1) 施行規則第51条の7に規定する事項が適正かつ明確に定められていること。

(2) 手数料の額は、次のアからオまでの考え方に基づき算定され、業務の能率的な運営の下における原価に照らして妥当なものであること。

ア 手数料原価計算期間は、原則として将来の3年間とすること。

イ 手数料原価の算出に当たっては、合理的な予測に基づく需要見込み並びに設備及び要員に関する計画を前提に行われているものであること。

ウ 手数料算定上の原価は、申請者が行う事業全体の原価から、申請に係る業務以外の業務に係る原価を除いたものであること。

エ 手数料算出に当たって固有の原価の把握が困難な部分については、設備の占有又は要員の専従に係る時間比その他の合理的な基準により分計されていること。

オ 手数料体系は、コストを基礎とし、社会的、経済的にみて合理的なものであること。

(3) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(指定較正機関の指定)

第39条 較正規則第8条の申請書及びそれに添付される書類を受理したときは、第33条の規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、指定する。

附 則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の表の左欄に掲げる項目中、中欄に掲げる規定は、この訓令の施行の日から平成13年1月31日までの間は、右欄に掲げる規定とする。

別紙1第13の6の項	インマルサットM型の無線設備については、27とする。 インマルサットF型の無線設備については、無線高速データによる通信を行う場合は、32、その他の通信を行う場合は、26とする。	インマルサットM型の無線設備については、27とする。
別紙2第2の3の項(11)ア(エ)A.(B)	デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局又はデジタル機能試験用無線局 a 基地局及び陸上移動局並びにこれらの機能試験用無線局 「D1B, D1C, D1D, D1E, D1F, D1X, G1D」とする。 b 陸上移動中継局及びその機能試験用無線局 「D7W, D7X, X7W, X7X」とする。	デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局又はデジタル機能試験用無線局 「D1B, D1C, D1D, D1E, D1F, D1X, D7W, D7X」とする。
別紙2第2の3の項(11)ア(カ)C	C デジタルMCA制御局 (A) 変調方式 音声等を伝送する場合には、マルチサブキャリア16値直交振幅変調(以下「M16QAM」という。)(サブキャリア数は4とする。)とする。 パケット通信を行う場合には、適応変調方式を採用し、M16QAM、マルチサブキャリア4相位相変調(以下「MQPSK」という。)又はマルチサブキャリア64値直交振幅変調(以下「M64QAM」という。)(サブキャリア数はそれぞれ4とする。)とする。 (B) 送信装置の電送速度は、MQPSKの場合には32kbps以下、M16QAMの場合には64kbps以下、M64QAMの場合には96kbps以下であること。	C 1.5GHz帯の周波数を使用するデジタルMCA制御局 (A) 送信装置の電送速度は、64kbpsであること。
別紙2第2の3の項(11)ア(カ)E	(A) 変調方式 音声等を伝送する場合には、M16QAM(サブキャリア数は4とする。)とする。 パケット通信を行う場合には、	

	<p>適応変調方式を採用し、M16QAM、MQPSK又はM64QAM(サブキャリア数はそれぞれ4とする。)とする。</p> <p>(B) 送信装置の伝送速度は、MQPSKの場合には32kbps以下、M16QAMの場合には64kbps以下、M64QAMの場合には96kbps以下であること。</p>	<p>(A) 送信装置の伝送速度は、64kbpsであること。</p>
別紙2第3の1の項(4)カ(オ)	<p>(オ) インマルサットミニM型</p> <p>A 無線高速データによる通信を行う場合 25 デシベル</p> <p>B その他の通信を行う場合</p>	<p>(オ) インマルサットミニM型</p>

別表1 (第3条関係)

1 周波数の割当てが可能な無線局の目的又は用途等の一覧表

無線局の目的	用途等
電気通信業務用	電気通信業務用 携帯・自動車無線電話通信用 携帯電話通信用 PHS用 航空機無線電話通信用 空港無線電話通信用 航空無線データ通信用 国際公衆通信用 港湾無線電話通信用
電気通信事業運営用	電気通信事業運営用 電気通信業務・電気通信事業運営用
警察用	警察用(警察事務) 警察用(道路交通情報) 警察用(交通量等位置情報) 警察用(航空機の航行)
検察用	検察用
海上保安用	海上保安用(海上保安事務) 海上保安用(航空機の航行) 海上保安用(船舶の航行) 海上保安用(航路標識) 海上保安用(無線標定) 海上保安用(浮標識別) 海上保安用(浮標の無線標定) 海上保安用(海上無線航行業務) 海上保安用(気象通報)
航空保安用	航空保安用(航空保安事務) 航空保安用(航空交通管制) 航空保安用(安全及び運航管理) 航空保安用(無線標識) 航空保安用(無線航行) 航空保安用(航空保安無線施設)
防衛用	防衛用(防衛) 防衛用(航空無線航行) 防衛用(無線標識)
気象用	気象用(気象業務) 気象用(無線標定) 気象観測用
農業気象用	農業気象用
水防道路用	水防道路用(水防道路) 水防道路用(異免許人間通信)
防災行政用	防災行政用(防災行政) 防災行政用(異免許人間通信) 防災相互通信用 地域防災無線通信用
消防用	消防用

消防防災用	消防防災用(消防防災) 消防防災用(異免許人間通信)
水防用	水防用(水防) 水防用(異免許人間通信)
地方行政用	地方行政用 地域共同広報用 地方公共団体用
公害対策用	公害対策用
防災対策用	防災対策用
土地改良事業用	土地改良事業用 干拓事業用
官公庁用	官公庁用 税関用 検疫用 麻薬取締用 入国管理用 国税用 労働基準監督用 公安調査用 矯正管理用 電気通信監理用 郵政監察用 外務行政事務用 国会事務用 防災用(国土庁) 運輸関係災害対策用 外交用 外国公務用 郵便事業用 電気通信規律用 厚生事務用 食糧事務用(食糧庁) 北海道開発事業用 測量作業用(国土地理院) 林業用(林野庁) 公園管理用 放射能汚染管理用
放送用	中波放送 短波放送 超短波放送 超短波音声多重放送 超短波文字多重放送 超短波データ多重放送 標準テレビジョン放送 標準テレビジョン音声多重放送 標準テレビジョン文字多重放送 標準テレビジョンデータ多重放送 標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョンデータ多重放送を併せ行うもの 高精細度テレビジョン放送

	高精細度テレビジョン音声多重放送 高精細度テレビジョンデータ多重放送
放送試験用	放送試験用
放送事業用	放送事業用 取材用 番組中継用 放送その他用 委託放送業務用
有線テレビジョン放送事業用	有線テレビジョン放送事業用
鉄道事業用	鉄道事業用(列車防護警報) 鉄道事業用(貨客車の安全運行) 貨客運送事業用 地方鉄道用 乗務員無線用 保線作業用 列車無線用 列車接近警報用 構内入換作業用 踏切道上障害物探知用 新幹線架線延線作業用 新幹線接近警報用 鉄道事業用・電気通信事務用
電気事業用	電気事業用 電気保安業務用 電気事業の広域運営用
水資源開発用	水資源開発用(水資源開発) 水資源開発用(異免許人間通信)
道路交通情報通信用	道路交通情報通信用
道路管理用	道路管理用(道路管理) 道路管理用(異免許人間通信) 道路管理用(交通情報) 道路管理用(道路情報) 本四連絡橋公団事業用(本四連絡橋公団) 本四連絡橋公団事業用(異免許人間通信) 本四連絡橋公団事業用(交通情報)
ガス事業用	ガス事業用 ガス水道事業用
軌道用	軌道用
索道用	索道用
MCA陸上移動通信用	MCA陸上移動通信用 MCA陸上通信用(陸上移動通信設備試験) MCA陸上通信用(陸上通信及び制御局試験等)
一般乗合旅客自動車運送事業用	一般乗合旅客自動車運送事業用
一般乗用旅客自動車運送事業用	一般乗用旅客自動車運送事業用 一般貸切旅客自動車運送事業用 旅客自動車運送事業用
貨物自動車運送事業用	貨物自動車運送事業用
コンテナ荷役用	コンテナ荷役用

上下水道用	水道事業用 ガス水道事業用
新聞通信用	新聞通信用
赤十字用	赤十字用
金融事業用	金融事業用 金融保険事業用
警備保障用	警備保障用(現金等安全輸送) 警備保障用(警備保障業)
非常警報用	非常警報用
農業協同組合用	農業協同組合用 農業共済組合事業用 農業用 農畜産物改良用 農業水利事業用 農地開拓事業用
漁業協同組合用	漁業協同組合用 漁業共済組合事業用
森林組合用	森林組合用 林業用
広帯域テレメーター用	広帯域テレメーター用
アマチュア業務用	アマチュア業務用 アマチュア業務用(宇宙無線通信を含む。)
山岳遭難対策用	山岳遭難対策用
自動車教習用	自動車教習用
音響業務用	音響業務用
教育用	教育用
電波伝搬試験用	電波伝搬試験用
無線機器製造事業用	無線機器製造事業用
展示用	展示用
アルゴスシステムデータ伝送用	アルゴスシステムデータ伝送用
水先業務用・引き船業務用又は船舶の接岸・係留業務用	水先業務用 引き船業務用 接岸援助用 操船援助用
海難救助用	海難救助用 海難用
海上運送事業用	海上運送事業用 海上水上運輸その他用 海運事業用 海運事業・電気通信業務用 港湾運送事業用
スポーツ及びレジャー用	スポーツ・レジャー用 グライダー練習用 航空レジャー用 モータースポーツ競技訓練用 ヨット等用 ヨットレース用 競技訓練用

漁業指導監督用	漁業指導監督用(漁業取締用) 漁業指導監督用(漁業指導監督) 漁業指導監督用(漁業調査) 漁業指導監督用(無線標定)
漁業用	漁業用(漁業通信) 漁業用(魚群探知の伝送) 漁業用(漁業通信及び船舶の航行) 漁業用(無線標定) 漁業・電気通信業務用 漁業・海運事業・電気通信業務用
漁貨物用	漁貨物用
航空事業用	航空事業用 定期航空運送事業用 不定期航空運送事業用 航空機使用事業用 飛行訓練用 自家用 運航管理用
飛行援助用	飛行援助用
航空機の製造又は修理事業用	航空機製造修理事業用 飛行試験用
航空関係事業用	航空関係事業用(航空関係事業) 航空関係事業用(地上管制)
その他	熱供給事業用 土木建設事業用 設備工事事業用 測量設計業務用 石油事業用 鋁業用 炭坑用 核燃料事業用 侵入検知用 路側通信用 放流警報用 宇宙開発用 宇宙運用業務用 衛星管制業務用 霧警報用 医療業務用 医療・福祉用 パーソナル用 学術研究用 鉄道技術研究用 宇宙実験用 科学実験用 開発実験用 技術試験用 放送実験用

通信実験用
実験用
地震又は火山噴火予知観測用
無線機器開発用
無線操縦発信器用
航空機各部の多点観測用
公共業務附帯事務用
公共業務用
公益事業用
製造販売修理事業用
鉄鋼事業用
石油販売用
給油事業用
出版・印刷事業用
倉庫事業用
不動産事業用
サービス事業用
簡易な業務用
地域振興用
イベント用
観光用
労働組合用
選挙活動用
広報業務用
宗教団体活動用
奉仕活動用
作業連絡用
社会福祉事業用
競争事業用
競馬事業用
構内無線業務用
位置信号業務用
無線標定業務用
無線呼出業務用
開発事業用
火薬管理事業用
施設保守管理運営用
各種業務用
沿岸監視用
旅客航路事業用
一般旅客定期航路事業用
特定旅客定期航路事業用
旅客定期航路事業用
旅客不定期航路事業用
無線航行用
海事用
小型船舶通信用
船舶相互通信用
海上測量業務用

造船事業用
港湾管理用
航路警戒用
港務通信用
港湾工事用
サルベージ事業用
搜索救助作業用
海底資源開発事業用(海底資源開発事業)
海底資源開発事業用(無線標識)
海底資源開発事業用(無線標定)
双方向無線電話用
船上通信用
レーダー用
衛星非常用位置指示無線標識用
狭帯域直接印刷電信(NBDP)用
デジタル選択呼出(DSC)用
特定ラジオ・マイク用

2 無線局の目的又は用途等ごとの周波数一覧表(以下「地域周波数利用計画策定基準一覧表」という。)

別表の地域周波数利用計画策定基準一覧表に示す項目は次のとおり。

- 第 1 号 固定局
- 第 2 号 陸上移動業務及び携帯移動業務の局
- 第 3 号 海岸局、船舶局、船舶地球局、遭難自動通報局及び船上通信局
- 第 4 号 航空局、航空機局及び航空機地球局
- 第 5 号 無線航行局(無線航行移動局、無線航行陸上局及び無線標識局)
- 第 6 号 無線標定局(無線標定陸上局、無線標定移動局)
- 第 7 号 気象援助局
- 第 8 号 無線呼出局
- 第 9 号 放送局
- 第 10 号 実用化試験局
- 第 11 号 実験局
- 第 12 号 非常局
- 第 13 号 簡易無線局
- 第 14 号 構内無線局
- 第 15 号 アマチュア局
- 第 16 号 特別業務の局
- 第 17 号 V S A T 地球局
- 第 18 号 地球局
- 第 19 号 携帯移動地球局

第15号 アマチュア局

指定周波数	電波の型式	動作することを許される周波数帯	最大空中線電力 (W)	備考
(kHz) 1910	A1	(kHz) 1810~1825 1907.5~1912.5	1000	
3537.5	A1, A3, A3A, A3H, A3J, A4, A5J, A9, A9A, A9C, A9H, A9J, F1, F4, F5	3500~3575	"	注1、注2、注3
3798	A1, A3A, A3H, A3J	3747~3754	"	"
	A1, A3, A3A, A3H, A3J, A4, A5J, A9, A9A, A9C, A9H, A9J, F4, F5	3791~3805		
7050	A1, A3, A3A, A3H, A3J, A4, A5J, A9, A9A, A9C, A9H, A9J, F1, F4, F5	7000~7100	"	注1、注2、注3、付表
10125	A1, F1	10100~10150	"	
14175	A1, A3, A3A, A3H, A3J, A4, A5J, A9, A9A, A9C, A9H, A9J, F1, F4, F5	14000~14350	"	注1、注2、注3、付表
18118	"	18068~18168	"	"
21225	"	21000~21450	"	"
24940	"	24890~24990	"	"
(MHz) 28.85	A1, A2, A3, A3A, A3H, A3J, A4, A5J, A9, A9A, A9C, A9H, A9J, F1, F2, F3, F4, F5, F9	(MHz) 28~29.7	"	注1、注2、注6、付表
52	"	50~54	500	注1、注2
145	"	144~146	50	注1、注2、注7、注8、付表
435	"	430~440	"	"
1280	A1, A2, A3, A3A, A3H, A3J, A4, A5, A5C, A5J, A9, A9A, A9C, A9H, A9J, F1, F2, F3, F4, F5, F9, P0, P1, P2D, P2E, P2F, P3D, P3E, P3F, P9	1260~1300	10	注4、注5、注6、注7、注9、注10、付表
2425	"	2400~2450	2	注4、注6、注7、注11、注12、付表
5750	"	5650~5850	"	注4、注6、注7、付表
(GHz) 10.125	"	(GHz) 10~10.25	"	注4、注6、注7
10.475	"	10.45~10.5	"	注4、付表
24.025	"	24.0~24.05	"	"
47.1	"	47~47.2	0.2	"
75.75	"	75.5~76	"	"

指定周波数	電波の型式	占有周波数帯幅の許容値 (kHz)	最大空中線電力 (W)	備考
(kHz) 4630	A1	0.5—	1000	非常呼び出し用

備考 主搬送波を周波数（又は位相）変調した単一の副搬送波で振幅変調（抑圧搬送波単測波帯の場合に限る。）することにより等価的に周波数（又は位相）変調波を得る場合は、主搬送波の変調の型式をF波数（又は位相）変調として取り扱う。

- 注1 電波の型式A4、A5J、A9C又はA9Jの指定は、占有周波数帯幅が3kHz以内のものに限る。
- 2 電波の型式A9、A9A又はA9Hの指定は、占有周波数帯幅が6kHz以内のものに限る。
- 3 電波の型式F4又はF5の指定は、占有周波数帯幅が3kHz以内のものに限る。
- 4 電波の型式A5、A5C、A9、F5又はF9の指定は、占有周波数帯幅が18MHz以内のものに限る。
- 5 移動するアマチュア局に1Wを超える空中線電力を指定する場合は、「常置場所以外の場所で使用する場合の空中線電力は、1W以下に限る。」旨の付款を付すものとする。
- 6 この周波数は、アマチュア業務の中継用無線局にも指定することができる。
- 7 この周波数は、電波の型式A1、A2、F2及びF3に限り、アマチュア業務の中継用無線局を遠隔制御する無線局にも指定することができる。
- 8 月面反射による宇宙通信を行う場合に限り、最大空中線電力は500Wであり、50Wを超える空中線電力を指定する場合は、「50Wを超える空中線電力の使用は、月面反射通信を行う場合に限り。」旨の付款を付すものとする。
- 9 月面反射による宇宙通信を行う場合に限り、最大空中線電力は500Wであり、10Wを超える空中線電力を指定する場合は、「10Wを超える空中線電力の使用は、月面反射通信を行う場合に限り。」旨の付款を付すものとする。
- 10 月面反射による宇宙通信を行う場合に限り、「月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲内の山岳及び建物等の仰角の値に6度以上加えた値とする。」旨の付款を付すものとする。
- 11 月面反射による宇宙通信を行う場合に限り、「月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、3度以上とする。」旨の付款を付すものとする。
- 12 月面反射による宇宙通信を行う場合に限り、最大空中線電力は100Wであり、2Wを超える空中線電力を指定する場合は、「2Wを超える空中線電力の使用は、月面反射通信を行う場合に限り。」旨の付款を付すものとする。

付表（第15号関係）

アマチュア業務と同一の目的で行われる宇宙無線通信の業務に使用することができる周波数帯

指定周波数	動作することが許される周波数帯	備考
(kHz)	(kHz)	
7050	7000~7100	
14175	14000~14350	
18118	18068~18168	
21225	21000~21450	
24940	24890~24990	
(MHz)	(MHz)	
28.85	28~29.7	
145	144~146	
435	430~440	
1280	1260~1300	
2425	2400~2450	
5750	5650~5850	
(GHz)	(GHz)	
10.475	10.45~10.5	
24.025	24.0~24.05	
47.1	47~47.2	
75.75	75.5~76	

別表3 (第8章関係)

識別信号の指定基準

19 アマチュア局

(1) (2)(3)及び(4)以外のもの

地方局	呼 出 符 号		
	1	2	3
関東	JA1AA—JA1ZZ	JH1AAA—JH1QQZ	JE1AAA—JE1QQZ
		JH1QUA—JH1ZZZ	JE1QUA—JE1ZZZ
	JA1AAA—JA1QQZ	JR1AAA—JR1QQZ	JF1AAA—JF1QQZ
	JA1QUA—JA1ZZZ	JR1QUA—JR1ZZZ	JF1QUA—JF1ZZZ
		JG1AAA—JG1QQZ	
		JG1QUA—JG1ZZZ	
		JI1AAA—JI1QQZ	
		JI1QUA—JI1ZZZ	
		JJ1AAA—JJ1QQZ	
		JJ1QUA—JJ1ZZZ	
		JK1AAA—JK1QQZ	
		JK1QUA—JK1ZZZ	
		JL1AAA—JL1QQZ	
		JL1QUA—JL1ZZZ	
		JM1AAA—JM1QQZ	
		JM1QUA—JM1ZZZ	
		JN1AAA—JN1QQZ	
		JN1QUA—JN1ZZZ	
		JO1AAA—JO1QQZ	
		JO1QUA—JO1ZZZ	
		JP1AAA—JP1QQZ	
		JP1QUA—JP1ZZZ	
		JQ1AAA—JQ1QQZ	
		JQ1QUA—JQ1ZZZ	
		JS1AAA—JS1QQZ	
		JS1QUA—JS1ZZZ	
		JD1AAA—JD1QQZ	
		JD1QUA—JD1ZZZ	
		7K1AAA—7K1QQZ	
		7K1QUA—7K1ZZZ	
		7L1AAA—7L1QQZ	
		7L1QUA—7L1ZZZ	
		7M1AAA—7M1QQZ	
		7M1QUA—7M1ZZZ	
		7N1AAA—7N1QQZ	
		7N1QUA—7N1ZZZ	
		7K2AAA—7K2QQZ	
		7K2QUA—7K2ZZZ	
		7L2AAA—7L2QQZ	
		7L2QUA—7L2ZZZ	
		7M2AAA—7M2QQZ	
		7M2QUA—7M2ZZZ	
		7N2AAA—7N2QQZ	
		7N2QUA—7N2ZZZ	
		7K3AAA—7K3QQZ	
		7K3QUA—7K3ZZZ	
		7L3AAA—7L3QQZ	

			7L3QUA-7L3ZZZ 7M3AAA-7M3QQZ 7M3QUA-7M3ZZZ 7N3AAA-7N3QQZ 7N3QUA-7N3ZZZ 7K4AAA-7K4QQZ 7K4QUA-7K4ZZZ 7L4AAA-7L4QQZ 7L4QUA-7L4ZZZ 7M4AAA-7M4QQZ 7M4QUA-7M4ZZZ 7N4AAA-7N4QQZ 7N4QUA-7N4ZZZ
信越	JAφAA-JAφZZ	JAφAAA-JAφQQZ JAφQUA-JAφZZZ	JHφAAA-JHφQQZ JHφQUA-JHφZZZ JRφAAA-JRφQQZ JRφQUA-JRφZZZ JEφAAA-JEφQQZ JEφQUA-JEφZZZ JFφAAA-JFφQQZ JFφQUA-JFφZZZ JGφAAA-JGφQQZ JGφQUA-JGφZZZ JIφAAA-JIφQQZ JIφQUA-JIφZZZ JJφAAA-JJφQQZ JJφQUA-JJφZZZ JKφAAA-JKφQQZ JKφQUA-JKφZZZ JLφAAA-JLφQQZ JLφQUA-JLφZZZ JMφAAA-JMφQQZ JMφQUA-JMφZZZ JNφAAA-JNφQQZ JNφQUA-JNφZZZ JOφAAA-JOφQQZ JOφQUA-JOφZZZ JPφAAA-JPφQQZ JPφQUA-JPφZZZ JQφAAA-JQφQQZ JQφQUA-JQφZZZ JSφAAA-JSφQQZ JSφQUA-JSφZZZ
東海	JA2AA-JA2ZZ	JA2AAA-JA2QQZ JA2QUA-JA2ZZZ	JH2AAA-JH2QQZ JH2QUA-JH2ZZZ JR2AAA-JR2QQZ JR2QUA-JR2ZZZ JE2AAA-JE2QQZ JE2QUA-JE2ZZZ JF2AAA-JF2QQZ JF2QUA-JF2ZZZ

			JG2AAA-JG2QQZ JG2QUA-JG2ZZZ JI2AAA-JI2QQZ JI2QUA-JI2ZZZ JJ2AAA-JJ2QQZ JJ2QUA-JJ2ZZZ JK2AAA-JK2QQZ JK2QUA-JK2ZZZ JL2AAA-JL2QQZ JL2QUA-JL2ZZZ JM2AAA-JM2QQZ JM2QUA-JM2ZZZ JN2AAA-JN2QQZ JN2QUA-JN2ZZZ JO2AAA-JO2QQZ JO2QUA-JO2ZZZ JP2AAA-JP2QQZ JP2QUA-JP2ZZZ JQ2AAA-JQ2QQZ JQ2QUA-JQ2ZZZ JS2AAA-JS2QQZ JS2QUA-JS2ZZZ
北陸	JA9AA-JA9ZZ	JA9AAA-JA9QQZ JA9QUA-JA9ZZZ	JH9AAA-JH9QQZ JH9QUA-JH9ZZZ JR9AAA-JR9QQZ JR9QUA-JR9ZZZ JE9AAA-JE9QQZ JE9QUA-JB9ZZZ JF9AAA-JF9QQZ JF9QUA-JF9ZZZ JG9AAA-JG9QQZ JG9QUA-JG9ZZZ JI9AAA-JI9QQZ JI9QUA-JI9ZZZ JJ9AAA-JJ9QQZ JJ9QUA-JJ9ZZZ JK9AAA-JK9QQZ JK9QUA-JK9ZZZ JL9AAA-JL9QQZ JL9QUA-JL9ZZZ JM9AAA-JM9QQZ JM9QUA-JM9ZZZ JN9AAA-JN9QQZ JN9QUA-JN9ZZZ JO9AAA-JO9QQZ JO9QUA-JO9ZZZ JP9AAA-JP9QQZ JP9QUA-JP9ZZZ JQ9AAA-JQ9QQZ JQ9QUA-JQ9ZZZ JS9AAA-JS9QQZ

			JS9QUA-JS9ZZZ
近畿	JA3AA-JA3ZZ	JA3AAA-JA3QQZ JA3QUA-JA3ZZZ	JH3AAA-JH3QQZ JH3QUA-JH3ZZZ JR3AAA-JR3QQZ JR3QUA-JR3ZZZ JE3AAA-JE3QQZ JE3QUA-JE3ZZZ JF3AAA-JF3QQZ JF3QUA-JF3ZZZ JG3AAA-JG3QQZ JG3QUA-JG3ZZZ JI3AAA-JI3QQZ JI3QUA-JI3ZZZ JJ3AAA-JJ3QQZ JJ3QUA-JJ3ZZZ JK3AAA-JK3QQZ JK3QUA-JK3ZZZ JL3AAA-JL3QQZ JL3QUA-JL3ZZZ JM3AAA-JM3QQZ JM3QUA-JM3ZZZ JN3AAA-JN3QQZ JN3QUA-JN3ZZZ JO3AAA-JO3QQZ JO3QUA-JO3ZZZ JP3AAA-JP3QQZ JP3QUA-JP3ZZZ JQ3AAA-JQ3QQZ JQ3QUA-JQ3ZZZ JS3AAA-JS3QQZ JS3QUA-JS3ZZZ
中国	JA4AA-JA4ZZ	JA4AAA-JA4QQZ JA4QUA-JA4ZZZ	JH4AAA-JH4QQZ JH4QUA-JH4ZZZ JR4AAA-JR4QQZ JR4QUA-JR4ZZZ JE4AAA-JE4QQZ JE4QUA-JE4ZZZ JF4AAA-JF4QQZ JF4QUA-JF4ZZZ JG4AAA-JG4QQZ JG4QUA-JG4ZZZ JI4AAA-JI4QQZ JI4QUA-JI4ZZZ JJ4AAA-JJ4QQZ JJ4QUA-JJ4ZZZ JK4AAA-JK4QQZ JK4QUA-JK4ZZZ JL4AAA-JL4QQZ JL4QUA-JL4ZZZ JM4AAA-JM4QQZ JM4QUA-JM4ZZZ

			JN4AAA-JN4QQZ JN4QUA-JN4ZZZ JO4AAA-JO4QQZ JO4QUA-JO4ZZZ JP4AAA-JP4QQZ JP4QUA-JP4ZZZ JQ4AAA-JQ4QQZ JQ4QUA-JQ4ZZZ JS4AAA-JS4QQZ JS4QUA-JS4ZZZ
四 国	JA5AA-JA5ZZ	JA5AAA-JA5QQZ JA5QUA-JA5ZZZ	JH5AAA-JH5QQZ JH5QUA-JH5ZZZ JR5AAA-JR5QQZ JR5QUA-JR5ZZZ JE5AAA-JE5QQZ JE5QUA-JE5ZZZ JF5AAA-JF5QQZ JF5QUA-JF5ZZZ JG5AAA-JG5QQZ JG5QUA-JG5ZZZ JI5AAA-JI5QQZ JI5QUA-JI5ZZZ JJ5AAA-JJ5QQZ JJ5QUA-JJ5ZZZ JK5AAA-JK5QQZ JK5QUA-JK5ZZZ JL5AAA-JL5QQZ JL5QUA-JL5ZZZ JM5AAA-JM5QQZ JM5QUA-JM5ZZZ JN5AAA-JN5QQZ JN5QUA-JN5ZZZ JO5AAA-JO5QQZ JO5QUA-JO5ZZZ JP5AAA-JP5QQZ JP5QUA-JP5ZZZ JQ5AAA-JQ5QQZ JQ5QUA-JQ5ZZZ JS5AAA-JS5QQZ JS5QUA-JS5ZZZ
九州	JA6AA-JA6ZZ	JA6AAA-JA6QQZ JA6QUA-JA6ZZZ	JH6AAA-JH6QQZ JH6QUA-JH6ZZZ JR6AAA-JR6QQZ JE6AAA-JE6QQZ JE6QUA-JE6ZZZ JF6AAA-JF6QQZ JF6QUA-JF6ZZZ JG6AAA-JG6QQZ JG6QUA-JG6ZZZ JI6AAA-JI6QQZ JI6QUA-JI6ZZZ

			JJ6AAA-JJ6QQZ JJ6QUA-JJ6ZZZ JK6AAA-JK6QQZ JK6QUA-JK6ZZZ JL6AAA-JL6QQZ JL6QUA-JL6ZZZ JM6AAA-JM6QQZ JM6QUA-JM6ZZZ JN6AAA-JN6QQZ JN6QUA-JN6ZZZ JO6AAA-JO6QQZ JO6QUA-JO6ZZZ JP6AAA-JP6QQZ JP6QUA-JP6ZZZ JQ6AAA-JQ6QQZ JQ6QUA-JQ6ZZZ
東北	JA7AA-JA7ZZ	JA7AAA-JA7QQZ JA7QUA-JA7ZZZ	JH7AAA-JH7QQZ JH7QUA-JH7ZZZ JR7AAA-JR7QQZ JR7QUA-JR7ZZZ JE7AAA-JE7QQZ JE7QUA-JE7ZZZ JF7AAA-JF7QQZ JF7QUA-JF7ZZZ JG7AAA-JG7QQZ JG7QUA-JG7ZZZ JI7AAA-JI7QQZ JI7QUA-JI7ZZZ JJ7AAA-JJ7QQZ JJ7QUA-JJ7ZZZ JK7AAA-JK7QQZ JK7QUA-JK7ZZZ JL7AAA-JL7QQZ JL7QUA-JL7ZZZ JM7AAA-JM7QQZ JM7QUA-JM7ZZZ JN7AAA-JN7QQZ JN7QUA-JN7ZZZ JO7AAA-JO7QQZ JO7QUA-JO7ZZZ JP7AAA-JP7QQZ JP7QUA-JP7ZZZ JQ7AAA-JQ7QQZ JQ7QUA-JQ7ZZZ JS7AAA-JS7QQZ JS7QUA-JS7ZZZ
北海道	JA8AA-JA8ZZ	JA8AAA-JA8QQZ JA8QUA-JA8ZZZ	JH8AAA-JH8QQZ JH8QUA-JH8ZZZ JR8AAA-JR8QQZ JR8QUA-JR8ZZZ JE8AAA-JE8QQZ

			JE8QUA-JE8ZZZ JF8AAA-JF8QQZ JF8QUA-JF8ZZZ JG8AAA-JG8QQZ JG8QUA-JG8ZZZ JI8AAA-JI8QQZ JI8QUA-JI8ZZZ JJ8AAA-JJ8QQZ JJ8QUA-JJ8ZZZ JK8AAA-JK8QQZ JK8QUA-JK8ZZZ JL8AAA-JL8QQZ JL8QUA-JL8ZZZ JM8AAA-JM8QQZ JM8QUA-JM8ZZZ JN8AAA-JN8QQZ JN8QUA-JN8ZZZ JO8AAA-JO8QQZ JO8QUA-JO8ZZZ JP8AAA-JP8QQZ JP8QUA-JP8ZZZ JQ8AAA-JQ8QQZ JQ8QUA-JQ8ZZZ JS8AAA-JS8QQZ JS8QUA-JS8ZZZ
沖 縄	JR6AA-JR6NZ	JR6QUA-JR6ZZZ	JS6AAA-JS6QQZ JS6QUA-JS6ZZZ

注1 呼出符号は、呼出符号の1の欄から順次指定する。

2 関東の3の欄の呼出符号JD1AAA-JD1QQZ及びJD1QUA-JD1ZZZは、小笠原諸島を設置又は常置場所とする場合に限り指定する。

3 申請者が社団である場合は、各欄(呼出符号の1の欄(関東の場合にあつてはその上段)を除く。)の呼出符号の地方局別の数字の次の3文字がYAAからZZZまでのものを順次指定する。

4 申請者が社団法人日本アマチュア無線連盟である場合は、注1、2、及び3にかかわらず、呼出符号の1の欄(関東の場合にあつてはその上段)の呼出符号の地方局別の数字の次の2文字がRL又は呼出符号の2の欄(関東の場合にあつては1の欄の下段)の呼出符号の地方局別の数字の次の3文字がIGYの呼出符号を指定することができる。

5 この表に掲げる呼出符号(社団用のものを除く。)をすべて指定した場合には、新たに申請する者に対し、その時点において廃止等によって使用されなくなった呼出符号を次により指定する。ただし、2文字、1数字及び2文字で構成される呼出符号並びにJB、JC及びJDの呼出符号列の呼出符号を除く。

(1) 呼出符号列の指定は、Jシリーズ、7シリーズの順とし、それぞれのアルファベットの順によること。

(2) 地方局別の数字の次の3文字の指定の順序はアルファベット順によること。

6 アマチュア局の廃止又は免許の失効によって使用されなくなった呼出符号は、当該呼出符号の指定を受けていた者が再びその呼出符号の指定を希望して免許申請又は指定事項変更申請が行われた場合において、当該呼出符号を指定することができる。

なお、廃止等されたアマチュア局の呼出符号は、原則として、廃止後6か月以内は、当該アマチュア局の免許人だった者以外の者が開設するアマチュア局には指定しない。

また、外国人が開設するアマチュア局で、次表の呼出符号の指定を受けていた者が廃止又は免許の失効の後、再びその呼出符号の指定を希望して免許申請又は指定事項変更申請が行われた場合は、当該呼出符

号を指定することができる。

地方局	呼出符号
関東	7J1AAA-7J1DZZ 7J1YAA-7J1YMZ
信越	7JφAAA-7JφBZZ 7JφYAA-7JφYMZ
東海	7J2AAA-7J2CZZ 7J2YAA-7J2YMZ
北陸	7J9AAA-7J9BZZ 7J9YAA-7J9YMZ
近畿	7J3AAA-7J3CZZ 7J3YAA-7J3YMZ
中国	7J4AAA-7J4BZZ 7J4YAA-7J4YMZ
四国	7J5AAA-7J5BZZ 7J5YAA-7J5YMZ
九州	7J6AAA-7J6BZZ 7J6YAA-7J6YMZ
東北	7J7AAA-7J7BZZ 7J7YAA-7J7YMZ
北海道	7J8AAA-7J8BZZ 7J8YAA-7J8YMZ
沖縄	7J6CAA-7J6CZZ 7J6YNA-7J6YQZ

注 申請者が社団である場合は、各欄の下段の呼出符号を順次指定する。

7 一の地方局管内においては、同一人に対し2以上の呼出符号の指定は行わない。ただし、申請者が社団である場合には必要に応じ2以上の呼出符号の指定を行うことができる。

(2) アマチュア業務の中継用無線局

地方局	呼出符号	地方局	呼出符号
関東	JR1WA -JR1WZ JR1VA -JR1VZ JP1YAA-JP1YZZ	四国	JR5WA -JR5WZ JR5VA -JR5VZ JP5YAA-JP5YZZ
信越	JRφWA -JRφWZ JRφVA -JRφVZ JPφYAA-JPφYZZ	九州	JR6WA -JR6WZ JR6VA -JR6VZ JP6YAA-JP6YZZ
東海	JR2WA -JR2WZ JR2VA -JR2VZ JP2YAA-JP2YZZ	東北	JR7WA -JR7WZ JR7VA -JR7VZ JP7YAA-JP7YZZ
北陸	JR9WA -JR9WZ JR9VA -JR9VZ JP9YAA-JP9YZZ	北海道	JR8WA -JR8WZ JR8VA -JR8VZ JP8YAA-JP8YZZ
近畿	JR3WA -JR3WZ JR3VA -JR3VZ JP3YAA-JP3YZZ	沖縄	JR6YA -JR6YZ JQ6YAA-JQ6YZZ
中国	JR4WA -JR4WZ JR4VA -JR4VZ JP4YAA-JP4YZZ		

注1 地方局別の数字の次の2文字は、WA(沖縄にあつてはYA)から順次指定する。

2 地方局別の数字の次の文字が3文字である呼出符号は、その3文字がYCA(沖縄にあつてはYBA)のものから順次指定する。

(3) アマチュア業務の中継用無線局を遠隔制御するもの

地方局	呼出符号	地方局	呼出符号
関東	JP1ZAA-JP1ZZZ	四国	JP5ZAA-JP5ZZZ
信越	JPφZAA-JPφZZZ	九州	JP6ZAA-JP6ZZZ
東海	JP2ZAA-JP2ZZZ	東北	JP7ZAA-JP7ZZZ
北陸	JP9ZAA-JP9ZZZ	北海道	JP8ZAA-JP8ZZZ
近畿	JP3ZAA-JP3ZZZ	沖縄	JQ6ZAA-JQ6ZZZ
中国	JP4ZAA-JP4ZZZ		

注 地方局別の数字の3文字は、ZAAから順次指定する。

(4) 行事等の開催に伴い、臨時かつ一時的に運用するアマチュア局

地方局	呼出符号
北海道	8J8AAA-8J8QQZ
	8J8QUA-8J8ZZZ
	8N8AAA-8N8QQZ
	8N8QUA-8N8ZZZ
東北	8J7AAA-8J7QQZ
	8J7QUA-8J7ZZZ
	8N7AAA-8N7QQZ
	8N7QUA-8N7ZZZ
関東	8J1AAA-8J1QQZ
	8J1QUA-8J1ZZZ
	8N1AAA-8N1QQZ
	8N1QUA-8N1ZZZ
信越	8JφAAA-8JφQQZ
	8JφQUA-8JφZZZ
	8NφAAA-8NφQQZ
	8NφQUA-8NφZZZ
北陸	8J9AAA-8J9QQZ
	8J9QUA-8J9ZZZ
	8N9AAA-8N9QQZ
	8N9QUA-8N9ZZZ
東海	8J2AAA-8J2QQZ
	8J2QUA-8J2ZZZ
	8N2AAA-8N2QQZ
	8N2QUA-8N2ZZZ
近畿	8J3AAA-8J3QQZ
	8J3QUA-8J3ZZZ
	8N3AAA-8N3QQZ
	8N3QUA-8N3ZZZ
中国	8J4AAA-8J4QQZ
	8J4QUA-8J4ZZZ
	8N4AAA-8N4QQZ
	8N4QUA-8N4ZZZ
四国	8J5AAA-8J5QQZ
	8J5QUA-8J5ZZZ
	8N5AAA-8N5QQZ
	8N5QUA-8N5ZZZ
九州 沖縄	8J6AAA-8J6QQZ
	8J6QUA-8J6ZZZ
	8N6AAA-8N6QQZ

	8N6QUA-8N6ZZZ
--	---------------

別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準

第1 固定局

- 1 無線設備の工事落成の予定期日は、予備免許の日から6か月以内であること。
- 2 希望する運用許容時間は、その事業又は業務の遂行に必要な時間であること。
- 3 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。
 - (1) 設置場所に係る土地及び建物は、予備免許又は免許を受けた後において使用できる十分な見通しがあること。
 - (2) 遠隔操作される無線設備の設置場所は、連絡線等遠隔操作に必要な施設が設置できるものであること。
 - (3) 無人方式の無線設備は、取扱者のほか、みだりに出入りできない場所に設置されているものであること。
 - (4) 無人方式の無線設備であって、予備の無線設備又は回線を有しない場合は、無線従事者が3時間以内に到着できる場所であること。
 - (5) 他の無線局に対し当該無線局が与える混信妨害又は当該無線局が他の無線局から受ける混信妨害の度合いが23による混信保護の標準値を超えないものであること。この場合において、地球局又は宇宙無線通信を行う実験局の付近であるときは、これらの無線局に対する混信保護が十分確保されているものであること。
 - (6) 同一構内等至近距離に2以上の空中線が設置される場合は、十分その必要が認められるものであり、かつ、相互の混信妨害の度合いが23による混信保護の標準値を超えないものであること。
 - (7) 送信機、受信機、電源設備等の機器配置は、相互干渉、環境条件、保守の難易、危険防止等について十分考慮されているものであること。
 - (8) 都市の中心部、工業地帯等である場合は、当該設置場所付近にある高周波利用設備、自動車その他の雑音源によって生ずる電氣的雑音レベルが23に規定する伝送の質の維持に支障を与えないものであること。
 - (9) 回線構成の可能な範囲において、できる限り海拔高の低い地点であること。ただし、特に山頂等の高所を希望する場合は、回線経路、回線系統、プロフィール、置局上の立地条件、他の候補地との利害得失等からみて、十分その必要が認められるものであること。
 - (10) 当該設置場所における温度、湿度等の変化する範囲が送受信装置の定格環境条件(仕様書等により確認される環境条件をいう。以下同じ。)より広い場合は、当該送受信装置の定格環境条件を維持するため、温度調節、遮へい、通風、防湿、耐水等の措置が講じられているものであること。
 - (11) 890MHz以上の電波を使用するものについては、次のとおりであること。
 - ア 原則として回線経路及びプロフィールからみて、地球の等価半径係数 k が0.8まで変化しても、第1フレネルゾーンのクリアランスが可能なものであること。
 - イ 回線経路及びプロフィールからみて、その電波伝搬路の地上投影面に建築物等が建築された場合においても、正常な伝搬路が確保され、かつ、近傍反射による伝搬障害を受けない見込みのものであること。
 - ウ 回線経路からみて反射係数が大きいと認められる場合は、そのプロフィールから

第15 アマチュア局

1 個人が開設するアマチュア局は、次によること。

- (1) 個人が開設するアマチュア局（以下第15において「個人局」という。）であつて、2以上のアマチュア局を異なる場所に開設することとなるものについては、これらの局を同一人が運用することについて合理性があり、かつ、申請者以外の者の使用に供するおそれのないことが確認されるものであること。
- (2) 無線設備の発射可能な周波数は、無線従事者資格（以下第15において「資格」という。）の操作範囲内とする。ただし、機器の製造等の関係から資格の操作範囲外の周波数の除去が困難と認められるものについては、当該操作範囲を超える周波数も認めることができる。
- (3) 無線設備の発射可能な空中線電力は、資格の操作範囲内とする。ただし、資格の操作範囲を超える空中線電力の送信装置を切替器によって当該操作範囲の空中線電力に低減することは認められない。

2 社団が開設するアマチュア局は、次によること。

- (1) 社団が開設するアマチュア局（以下第15において「社団局」という。）については、その代表者は、個人としてアマチュア局の免許を受けることができるものであり、かつ、その社団の管理運営について統率力を有すると認められるものであること。
- (2) 無線設備の発射可能な周波数は、社団局のすべての構成員が操作できること。ただし、機器の製造等の関係から資格の操作範囲外の周波数の除去が困難と認められるものについては、当該操作範囲を超える周波数も認めることができる。
- (3) 無線設備の発射可能な空中線電力は、社団局のすべての構成員が操作できること。ただし、構成員中の最下級の資格を有する者の操作範囲を超える空中線電力の送信装置を、切替器によって当該最下級の者の操作範囲の空中線電力に低減することも認めることができる。

3 レピーター局（アマチュア局の中継用無線局をいう。以下この第15において同じ。）及びリモコン局（レピーター局を遠隔制御する局をいう。以下この第15において同じ。）は、社団法人日本アマチュア無線連盟が開設するものであること。

4 電波の型式、周波数及び空中線電力は、別表1に掲げる範囲内のものであること。

5 送信装置の審査は、次の基準により行う。

- (1) 定格出力は、電波の型式別の空中線電力の表示方法との関連及びに終段部真空管の使用条件、出力規格、出力特性、空中線電力の換算比等からみて、送信機の系統図に明示された出力端における値として適正なものであること。
- (2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲は、希望する電波の型式及び周波数の範囲を含むものであること。
- (3) 1,280MHz帯及び2,425MHz帯の電波を使用してテレビジョン伝送を行うものは、それぞれ次の条件に適合するものであること。

ア A9電波によりテレビジョン伝送を行う場合

- (7) 最高映像周波数は、4.5MHz以下であること。
- (イ) 音声信号の最高周波数は、7.5kHz以下であること。
- (ロ) 音声信号の副搬送波は、主搬送波から4.5MHzを超えないこと。
- (エ) 音声により副搬送波を周波数変調するものの周波数偏移は、25kHz以下であること。

イ F9電波によりテレビジョン伝送を行う場合

- (7) 最高映像周波数は、4.5MHz以下であること。
 - (イ) 映像信号の最大周波数偏移は、4MHz以下であること。
 - (ロ) 音声信号の最高周波数は、7.5kHz以下であること。
 - (エ) 音声により副搬送波を周波数変調するものの周波数偏移は、25kHz以下であること。
 - (オ) 占有周波数帯幅の値は、18MHz以下であること。
- (4) 435MHz帯以下の周波数帯において低速走査テレビジョン伝送を行うものは、映像部出力における映像信号の帯域幅が3kHz以内のものであること。
- (5) 通倍段数は、変調及びスプリアス発射の抑圧の両面からみて妥当な段数であり、通倍段間の結合方法は、方式及びスプリアス出力特性からみて高低調波を十分抑圧できるものであること。
- (6) 各段の通倍数、変調系統、緩衝増幅器の挿入箇所及び周波数の混合方法は、電波の質、使用目的及び使用条件からみて、適正なものであること。
- (7) 終段部真空管の陽極入力及び陽極電圧は、希望する空中線電力に対応して適正であり、かつ、その規格からみて、十分安定に使用できるものであること。
- (8) 高低調波除去装置は、基本波に対する挿入損失が少なく、かつ、スプリアス発射の強度を規定値以下に抑圧できるものであること。
- (9) 高低調波除去装置を有しない場合は、終段管励振入力、出力回路の方式又はスプリアス出力特性からみて、スプリアス発射の強度を規定値以下に抑圧できるものであること。
- 6 電源設備は、送信電波の周波数、占有周波数帯幅若しくは空中線電力又はスプリアス発射の変動を許容偏差又は許容値内に維持できるものであること。
- 7 受信装置の受信可能な周波数の範囲は、希望する周波数の範囲を含むものであること。
- 8 周波数測定装置の審査は、次の基準より行う。
- (1) 標準電波（外国の標準電波を含む。）により随時校正できるものであること。又は、校正した周波数測定器により随時校正できるものであること。
 - (2) 検定規則第8条の規定により告示された測定周波数範囲、誤差等の条件が、これを備え付ける送信設備について定められた規定値に適合するものであること。
 - (3) 必要な測定及び標準電波による校正を行う場合に自局の送信電波による妨害を受けない位置に置かれているものであること。
- 9 疑似空中線の審査は、次により行う。
- (1) できる限り実装空中線と電氣的に等価なもの又は給電線の特性インピーダンスに

整合しているものであること。

- (2) 定格出力に対し、十分な容量を有するものであること。
- 10 他の無線局に対し当該無線局の与える混信妨害の度合いが、第1の23の混信保護の標準値を超えないものであること。この場合において地球局又は宇宙無線通信を行う実験局の付近であるときは、これらの無線局に対する混信保護が十分確保されているものであること。
- 11 435MHz帯以下の周波数の電波を使用するものについては、その近接区域における放送受信者の分布状況からみて、特に空中線系を含む無線設備の設置条件が放送の受信に妨害を与えないものであること。
- 12 月面反射通信を行う局の空中線は指向性を有し、かつ、できる限りサイドローブ発射の少ないものであること。
- 13 レピーター局の審査は、次の基準により行う。
 - (1) 無線設備の設置場所は、アマチュア業務の遂行上適切な場所であり、かつ、免許人により容易に維持、管理ができる場所であること。
 - (2) 中継は、一の中継用無線局により行うものであること。ただし、28MHz帯の周波数の電波に係る中継を行う場合は、二の中継用無線局を連続的に介して中継回線を構成することができる。(構成図は、図15-1及び図15-2のとおり)
 - (3) 電波の型式、周波数及び空中線電力は、別表1に掲げる範囲内のものであること。
 - (4) 無線設備は、次の条件に適合するものであること。
 - ア 同一周波数帯では、2以上の周波数を同時に送信するものでないこと。
 - イ 受信電波により送信装置を起動させる方式は、トーン起動方式のものであること。
 - ウ 送信電波には、中継用無線局を起動させるための信号は付加しないものであること。ただし、回線構成が図2の場合における前段の中継用無線局を除く。
 - エ 動作開始時及び長時間継続して動作する場合は、10分ごとに自動的に自局の呼出符号を送信するものであること。
 - オ 受信電波が停止したときは、送信電波の発射を5秒内に停止することができるものであること。
 - カ この中継用無線局を連続的に介して中継回線を構成する場合、前段の中継用無線局の送信空中線は、指向性のあるものであること。
- 14 リモコン局の通信の相手方は、アマチュア局(レピーター局)であること。
- 15 無線設備の設備共用は、次によること。
 - (1) 設備共用は、次の各条件に適合するものであること。
 - ア 固定した局は、設置場所(移動する局にあつては常置場所)が同一であること。
 - イ 設備共用しようとする者は、当該設備共用を受ける免許人からの「承諾書」を提出すること。
 - ウ 設備共用する無線設備は、当該設備共用するすべての者が操作できるものであること。
 - (2) 社団局同士の設備共用及び固定する局と移動する局の設備共用は認めない。
 - (3) 設備共用する場合には、無線局事項書及び工事設計書の「参考事項」欄に設備共

用する無線局の免許人名、免許番号及び呼出符号を記載すること。

16 外国人が開設するアマチュア局について

(1) 適用範囲

法第5条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する者が開設するもの

(2) 免許人

免許人は次の一に該当する者であること。

ア 平成5年郵政省告示第326号(外国のアマチュア無線技士の資格、操作の範囲、操作を行おうとする場合の条件。以下第15において「告示」という。)の別表第1号の国名の欄に掲げる国の国籍を有する者であつて、その国名の欄に掲げる国の政府が付与した同表の外国の相当する資格の欄に掲げる資格の免許を有するもの

イ 日本の国籍を有する人以外の者で、アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる日本の無線従事者資格を有するもの

ウ 上記ア又はイの者を構成員とする外国の社团

エ 社团であつて、ア若しくはイに該当する外国人がその代表者であるもの又は、これらの者がその役員³の3分の1以上若しくは議決権の3分の1以上を占めるもの

(3) 周波数の指定

ア 電波の型式、周波数及び空中線電力

(7) 外国の政府が付与した資格を有する人に対しては、告示の別表第1号の外国の相当する資格で操作できる範囲に掲げる操作の範囲で指定すること。

(4) 日本の無線従事者資格を有する人については、当該資格を有する日本人と同様に扱うこと。

(7) (2)のウ及びエの者については、日本の社团に準じて取り扱うこと。

イ 呼出符号

第8章に定める指定基準による。

(4) 免許の有効期間

免許の有効期間は、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第7条に規定する期間とすること。ただし、申請者の国籍の属する国の政府がその申請に対して発行した無線従事者免許又は無線従事者資格が記載されているアマチュア局の有効期間がこれに満たない場合は、その期間とすること。

なお、日本人又は永住外国人が代表者であり、かつ、日本人又は永住外国人が役員³の3分の2を超える社团の免許の有効期間は5年とする。(※)

(※) 永住の許可はその人個人の権利であつて、アマチュア社团局そのものをとらえているわけではないため免許の有効期間を1年とすると、永住外国人が個人局を開設した場合には5年の有効期間になり、代表者となつて社团局を開設した場合には1年の有効期間となる事例が生じる。しかし、そもそも外国人等が開設するアマチュア局の有効期間を1年としたのは、出入国管理及び難民認定法第22条に規定する在留期間を考慮したものであり、在留期間に制限のない永住を許可された外国人については、日本人と同様に扱うべきものであることから、日本人又は永住外国人が代表者であり、かつ、日本人又は永住外国人が役員³の3分の

2を超える社団の免許の有効期間は5年とする。

なお、社団の代表者等が永住外国人から非永住外国人(その反対もある)に変更する都度、免許の有効期間を変える必要があるのではないかとの疑義があるが、免許期間中の免許の有効期間の変更は手続上ないことから、この場合、再免許時をとらえ免許の有効期間を変更することとする。

また、開設申請時等には、すでに個人局を開設し永住許可証の写しを提出しているものが代表等で免許申請しているものを除き、許可証の写しを提出させることとする。

(5) 免許申請手続等

ア 提出書類

申請者が次に掲げる者であるときは、無線局免許申請書、無線局事項書及び工事設計書(以下「免許申請書等」という。)のほかそれぞれに掲げる書類を添付して免許申請を行うものであること。

(7) (2)のアの者

A 申請者の国籍の属する国の政府がその申請者に対して発行した無線従事者の資格に相当する資格の免許の写し又はその資格が記載されているアマチュア局の免許の写し

B 次に掲げるいずれか一の書類

① 外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5条に規定する外国人登録証明書の写し

② 旅券の写し

③ ①又は②に準ずる書類であつて、申請者の国籍を証明するもの

C 本邦に永住する事を許可された事実を証する書面の写し

(本邦に永住する事を許可された人に限る。)

(4) (2)のイの人

(7)のCに同じ

(9) 2のウ及びエの者

日本の社団に準じ、定款及び次の事項を記載した書類

A 社団の構成員に関する事項

① 氏名

② 無線従事者免許証の番号(外国の相当する資格を有する者については、その資格とする。)

B 理事の氏名、住所、略歴及び生年月日

イ 添付書類の省略

申請に係るアマチュア局の予備免許又は免許が付与されるまでの間に、申請者が総合通信局の職員に旅券を提示して国籍の確認を受ける場合には、

(7)の旅券の写しの提出は要しないものとする。

ウ 免許申請書等の記載方法

(7) 免許申請書等は、日本語で記載させること。

(4) 申請者が(2)のアのイの人及び(2)のイの人を代表者とする社団であるときは、無線局事項書の13の欄は申請者の国籍の属する国の政府がその申請者に対して

発行した無線従事者免許証の番号又はその免許証に記載されている資格が記載されてこと。

17 外国において法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格を取得した日本人が開設するアマチュア局について

(1) 免許人

日本国籍を有する者であつて、告示の別表第1号の国名の欄に掲げる国の政府が付与した同表の外国の相当する資格の欄に掲げる資格を有するものであること。

(2) 免許の有効期間

免許の有効期間は、施行規則第7条に規定する期間とする。ただし、告示の別表第1号の国名の欄に掲げる国の政府がその申請者に対して発行した無線従事者の資格に相当する資格の証明書又はその申請者が有する資格が記載されているアマチュア局の許可証の有効期間がこれに満たない場合は、その期間とする。

(3) 免許申請手続における資料提出

ア 無線局免許申請書、無線局事項書及び工事設計書(以下「免許申請書等」という。)のほか申請者の国籍を証明するもの

イ 告示の別表第1号の国名の欄に掲げる国の政府がその申請者に対して発行した無線従事者の資格に相当する資格の証明書の写し又はその申請者が有する資格が記載されているアマチュア局の許可証の写し(当該写しは、再免許申請の際も添付させること。)

18 行事等の開催に伴い特別な呼出符号により臨時かつ一時的に運用するアマチュア局

(1) 行事等は、国、地方公共団体若しくは公益的団体が主催し、後援し、又は協賛する等して行事等に関与しているものであり、かつ、行事等の趣旨・内容等は、政治的又は宗教的なものではなく、相当の公共性を有するものであること。

(2) 特別な呼出符号による運用が、行事等の意義を広めるとともに、アマチュア無線に対する理解の増進、アマチュア無線の健全な普及、発展等に寄与できるものであること。

(3) 特別な呼出符号は、行事等にふさわしいものであること。

免許人は、社団法人日本アマチュア無線連盟又はアマチュア業務の健全な普及発展を図ることを目的とする団体であつて行事等に密接な関係があるものであること。

(4) その開設期間は、行事等の開催期間からみて適当なものであること。

アマチュア局を行事等の開催地内に設置することについて、行事等の主催者の同意を得ているものであること。

20 無線従事者選解任届について

個人局は、免許人が無線従事者であることから、無線従事者の資格、免許番号等を記載した免許申請書類を提出することによって、無線従事者選任届を提出したものとみなす。

社団局の免許申請においては、免許規則第5条第2項により、社団の構成員に関する事項(氏名及び無線従事者免許証の番号)を記載した書類の提出を義務付けていることから、社団のアマチュア局を免許した後、提出済みの当該書類の記載事項に変更がなければ、当該書類を無線従事者選任届とみなす。

21 移動運用のアマチュア局・固定運用のアマチュア局について

- (1) 同一の無線設備を共用して、固定した局と移動する局との二重免許を受けることはできないものであること。
- (2) 同一人が開設する固定した局と移動する局については、その無線設備の設置場所又は常置場所が同一である場合は、呼出符号は、二以上の局に対し同一のものを与えるものとする。
- (3) 固定した局を移動する局に又は移動する局を固定した局に転換する場合は、法第17条の規定による無線設備の設置場所の変更の許可として取り扱うことができること。この場合法第18条に規定する検査については、前者の場合はこれを行わず、後者の場合は行うものであること(下記「注」参照)。
- (4) 移動するアマチュア局がその常置場所又はあらかじめ予定する地点に設置した固定の空中線又はき電線柱を使用することは、これらの設備は免許規則において無線設備の工事設計の範囲外とされているから、支障ない。

(注)

1 移動するアマチュア局の無線設備の設置場所について

- (1) 陸上移動局の無線設備の設置場所については、すでに移動体をもって無線設備の設置場所と概念するものと解釈され、これとともに、移動範囲は設置場所ではないが設置場所を補充するものであり、基本的に重要なものであるから、法第17条にいう設置場所の変更の場合に対する規律を類推適用して許可に係らせる。しかし検査すべき実体を欠いており、検査を行う意味がないので、法第18条の検査は行わないものとされている。
- (2) 移動する局の設置場所については、その性質上、陸上移動局に準じて取り扱うことが最も妥当であり、この場合固定した局も移動する局も免許の単位としては免許規則第2条により等しくアマチュア局であって両者の間には単に設置場所に相違があるに過ぎないと解すべきである。

したがって、固定した局と移動する局との転換は、設置場所に関する免許の内容の変更として、法第17条の規定を適用するものである。

2 検査について

- (1) 無線設備の設置場所の変更に対する変更検査を行う趣旨は、変更後の場所を確認するにあると考えるべきである。しかして移動する局の設置場所たる移動体は、無線局開設に関する申請書に記載を要求しておらず、したがってその変更は、免許人の自由に任ぜられているので、固定した局から移動する局に転換する場合の設置場所の変更に対しては、条理上検査を行うことの意義がないものである。

これに対し、移動する局から固定した局に転換した場合は、場所として監理の対象となったものであるから、一般の固定局等の設置場所の変更と同様に、これを確認するための検査を行う必要がある。

- (2) 固定した局から移動する局に転換するときは、装置の致あるいは空中線電力等は移動する局としての免許の単位又は無線設備等に関する諸条件を満足しているものでなければならず、これに抵触するものであれば、指定の変更又は無線設備の変更の工事に関する諸手続を遂げたものでなければならない。
- (3) 移動する局から固定した局への転換は、従来のままの免許の内容をもって行い、固定した

局としての設備条件等は、その後の変更として別の手続を要するものであり、必要があるときは、この変更について許可とそれに伴う検査が行われるものである。

21 同一人が二以上のアマチュア局を開設することを希望する場合の免許について

- (1) 同一人が異なる場所で二以上のアマチュア局を開設することは、それら二以上の場所にあるアマチュア局と同一人が運用することに妥当性があるときは、これを認めるものとする。
- (2) 同一人から同一設置場所又は常置場所において、既免許のアマチュア局を含め2以上の固定する局又は2以上の移動する局に係る開設申請が提出された場合には、当該申請者に対し、複数局開設の意思があることを確認する。
- (3) 指定の呼出符号がアマチュアにとって著しく不都合のものであるときは、その事情をよく検討の上、法第19条の規定により変更する。

22 アマチュア局の遠隔操作について

次のいずれの条件にも適合する場合に限ること。

- (1) 電波の発射の停止が確認できること。
- (2) 免許人の他、みだりに無線設備を取り扱うことのないよう措置してあること。
- (3) 連絡線は、専用線であること。
- (4) 障害時における迅速な対応が確保されていること。
- (5) 申請書上、遠隔操作が行われることを明確にしてあること。

23 アマチュア局と公衆網の接続について

接続に係る基本的要件

- 第一種電気通信事業者が電気通信事業法第52条第1項に基づき、当該接続の請求を拒否しているものでないこと。

注1 法令に係る制約

ア 電波法

電気通信事業者回線と接続されても、法第52条の目的外使用の禁止は、当然適用されることから、免許状に記載された無線局の目的又は通信事項の範囲を超える運用を行うことはできず、同条に違反して無線局の運用を行った場合には、法第110号の罰則が適用される。

イ 電気通信事業法

事業性が認められた場合には、電気通信事業法第9条第1項の規定に違反し、同法第100条の罰則規定が適用される。

注2 無線通信規則

法第3条の規定により、無線通信規則S 25.3及び同S 25.4の規定を適用し、免許人が自ら行う免許人のための通信を除き、国際通信の伝送はできない。

注3 その他の注意事項等

ア アマチュア無線局の無線設備の操作は、無線従事者でなければ行ってはならない(法第39条の3)ことから、通話は通信操作に該当するため、通話者には無線従事者資格が必要となる。

イ 根本基準第6条の2第3号

「免許人以外の者の使用に供するものでないこと」については、免許人以外の

者の通信の用に供することを目的として行われることを禁止する趣旨であり、免許人に関係する通信の場合、それが認められるかどうかは無線局の目的及び通信事項に合致するかどうかで判断されるものである。

ウ 運用規則第 259 条

この規定は、特にアマチュア局に限り設けられているものである。当該規定は、通信の相手方が不特定多数のアマチュア局である等の特徴から、他の自営の無線局と比較して違法運用の可能性が高いと考えられるため、これを排除するための為念規定である。

したがって、当該規定の解釈は、根本基準の規定である「免許人以外の者の使用に供するものでないこと」の解釈を準用し、免許人以外の者の通信の用に供することを目的として行われることを禁止する趣旨であり、免許人に関係する通信の場合、それが認められるかどうかはアマチュア局の目的及び通信事項に合致するかどうかで判断されるものであり、この点においてアマチュア局以外の無線局の場合と同様である。

エ 国際通信の伝送

根本基準第 6 条の 2 第 3 号及び運用規則第 259 条の解釈から、公衆網と接続した適法なアマチュア業務の通報は、他の無線局種の場合と同様に免許人以外の者の使用に供するものではない(他人の依頼によるものではない)もののみ許されると整理される。

一方、無線通信規則 S 25.3 に規定される「第三者通信」の概念には、我が国において他人のための通信と整理されるもののほか免許人のための通信と整理されるものも含まれると考えられる。

したがって国際的な規制との整合性を図る観点から、免許人が自ら行う免許人のための通信を除き、国際通信の伝送はできないこととする。

オ 電気通信事業法令関係の留意事項

(7) 第一種電気通信事業者回線との接続の工事

電気通信事業法第 53 条の規定により、「利用者は端末設備又は自営電気通信設備を接続するときは、工事担任者資格者証の交付を受けている者(以下「工事担任者」という。)に、当該工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。」とされている。

なお、本件接続については、同条ただし書の総務省令に定める場合に該当しないので、いわゆるモジュラージャックによる接続の工事についても工事担任者による接続の工事が必要となる。

(イ) 第一種電気通信事業者による接続の検査

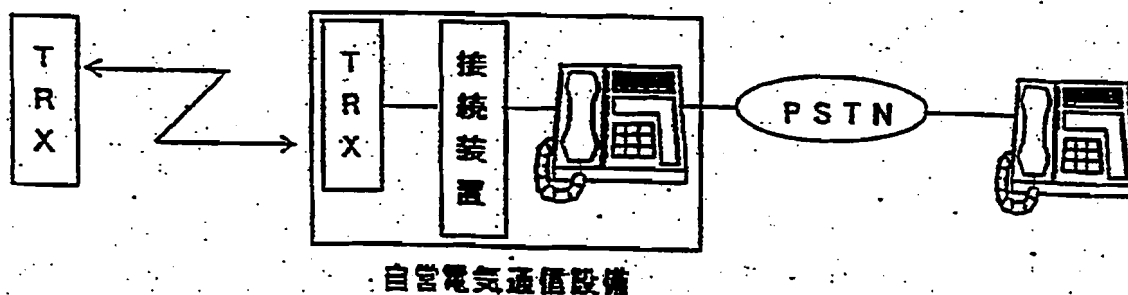
公衆網とアマチュア局の接続に当たっては、電気通信事業法第 52 条第 2 項の規定による接続の検査を受ける必要がある。

(ロ) 電話機、ファクシミリ等の接続

すでに第一種電気通信事業者の検査を受けアマチュア無線と公衆網との接続が認められている場合であっても、電話機、ファクシミリ等(以下「電話機等」

という。)を介して自営電気通信設備に接続されている場合は、それらの機器も自営電気通信設備である(例参照)ことから電話機等の取替え等の都度、電気通信事業法第52条第2項の規定による接続の検査を受ける必要がある。

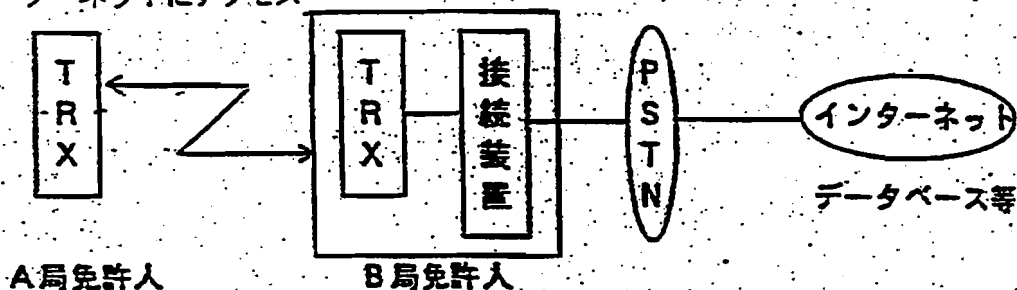
【例】



(5) 接続の形態と電波法令に適合するかどうかの判断(例)

【形態1】

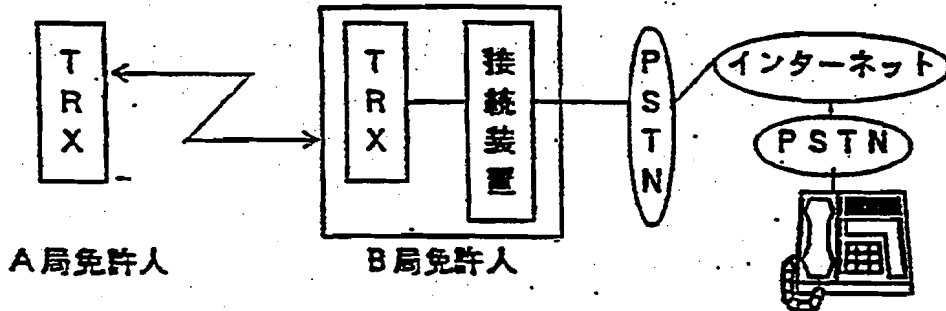
Bアマチュア局が電気通信事業者回線に接続することにより、Aアマチュア局がインターネットにアクセス



- ① アマチュア局の目的、通信事項の範囲内であること。
- ② B局の免許人の意思に基づき、電気通信事業者回線に接続するものであること。(B局の免許人は、A局の免許人がインターネットに接続することについて、アマチュア局の免許人として個人的な興味を持っていること。)
- ③ B局の免許人は、電気通信事業者回線との接続及び切断を直ちに行うことができる状態にあること並びに電波を発射している無線設備を直ちに操作できる状態にあること。(B局の免許人は、電気通信事業者回線と接続し、自局を運用する場合においても、電波法令に違反しないように、自局を管理していること。)
- ④ その他、電波法令を遵守していること。
- ⑤ データベースへのアクセスのほか、電子掲示板への書き込み等一度電子的に蓄積して送信するものについては、無線従事者の資格は不要である。

【形態1'】

B局が電気通信事業者回線に接続することにより、A局がインターネット電話等にアクセス



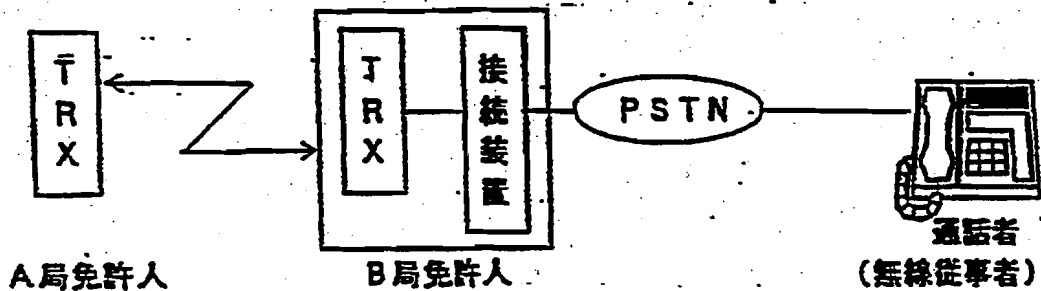
①～④ 形態1と同じ。

⑤ なお、インターネット電話等リアルタイムで通信するものについては、B局のうち運用する無線設備を操作できる無線従事者が必要である。

⑥ 通話者がB局の無線設備のうち接続される無線設備を操作できる無線従事者であることが確実である場合を除き、B局において自動的に接続するものでないこと。

【形態2】

Bアマチュア局が電気通信事業者回線に接続することにより、Aアマチュア局が通話者と通信



① アマチュア局の目的、通信事項の範囲内であること。

② B局の免許人の意思に基づき、電気通信事業者回線に接続及び切断するものであること。(B局の免許人は、A局の免許人が通話者と通信することについて、アマチュア局の免許人として個人的な興味を持っていること。)

③ B局の免許人は、電気通信事業者回線との接続及び切断を直ちに行うことができる状態にあること並びに電波を発射している無線設備を直ちに操作できる状態にあること (B局の免許人は、電気通信事業者回線と接続し、通話者が通信操作を行う場合においても、電波法令に違反しないように、自局を管理していること。)

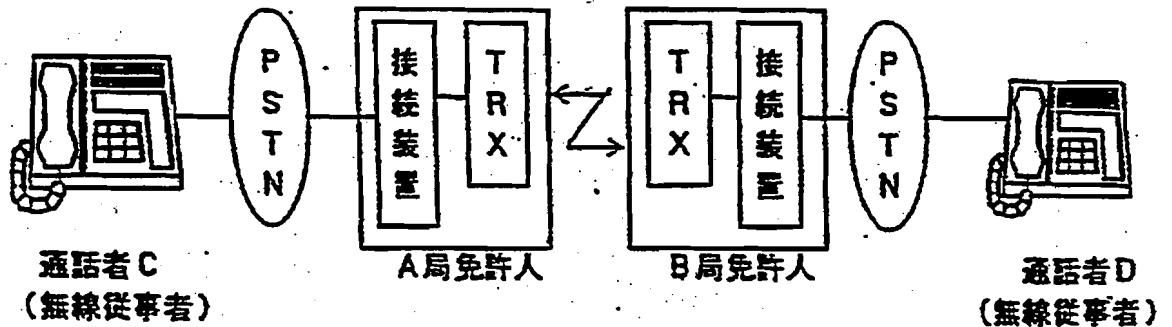
④ 当然に無資格操作は認められないため、通話者はB局の無線設備のうち運用する無線設備を操作できる無線従事者の資格を有していること。

⑤ 通話者がB局の無線設備のうち接続される無線設備を操作できる無線従事者であることが確実である場合を除き、B局において自動的に接続するものでないこと。

- ⑥ その他、電波法令を遵守していること。

【形態3】

Aアマチュア局及びBアマチュア局が電気通信事業者回線に接続することにより、通話者Cと通話者Dが通信



- ① アマチュア局の目的、通信事項の範囲内であること。
- ② A局及びB局の免許人の意思に基づき、電気通信事業者回線に接続及び切断するものであること。(A局及びB局の免許人は、通話者Cと通話者Dが通信することについて、アマチュア局の免許人として個人的な興味を持っていること。)
- ③ A局及びB局の免許人は、電気通信事業者回線との接続及び切断を直ちに行うことができる状態にあること並びに電波を発射している無線設備を直ちに操作できる状態にあること。(A局及びB局の免許人は、電気通信事業者回線と接続し、それぞれ通話者C及びDが通信操作を行う場合においても、電波法令に違反しないように、自局を管理していること。)
- ④ 当然に無資格操作は認められないため、通話者C及びDは、それぞれA局及びB局の無線設備のうち運用する無線設備を操作できる無線従事者資格を有していること。
- ⑤ 通話者CがA局の、又は通話者DがB局の無線設備のうち接続される無線設備を操作できる無線従事者であることが確実である場合を除き、それぞれA局又はB局において自動的に接続するものでないこと。
- ⑥ その他、電波法令を遵守していること。

24 不法に無線局を開設して告発された者の申請に係る免許等について

(1) アマチュア局の免許申請中の者が、その予備免許前の違法行為について無線従事者として行政処分の客体となった場合は、その行政処分が決定するまで、予備免許の附与を留保し行政処分決定後は、次による。

ア 申請者が、従事停止処分に附せられたときにおいて、予備免許を与えることはできる。ただし、その従事停止の期間が経過した後を与える。

イ 申請者が無線従事者の免許を取り消されたときは、アマチュア局の免許を附与

しても、その局の運用が不可能であることを理由として免許を拒否する。

(2) 既に予備免許又は免許を与えられた者がその予備免許前の違法行為について、無線従事者として行政処分の客体となった場合は、次による。

ア 予備免許中のもので処分決定前に工事落成届が提出された場合は、その違法行為の内容が軽微であって、前例に倣し、従事停止程度の処分にとどまるものと推定し得るときは、落成後の検査を経て免許を与えることができるが、違法行為が悪質であって、従事者免許の取消処分に附せられるものについては、免許を拒否する。

イ 既に免許を与えられている者が、従事者免許の取消処分に付せられた場合は、再び無線従事者免許を取得するまでの間は運用を休止しなければならないこととなる。また、この場合、再免許の時期に、アマチュア局の免許の可否について考慮する。

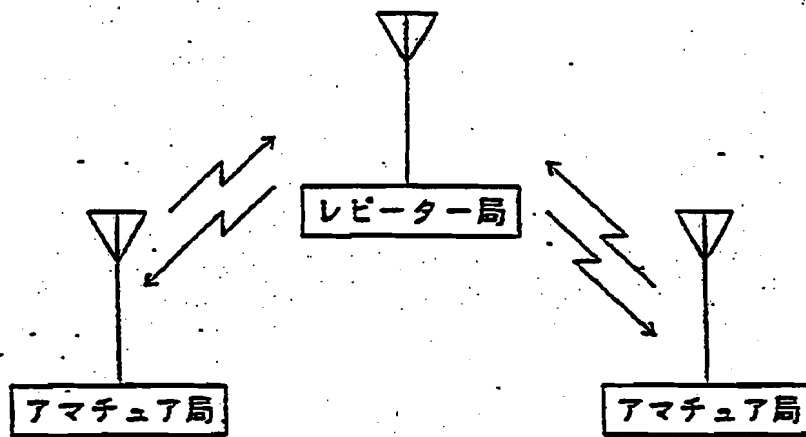


図15-1

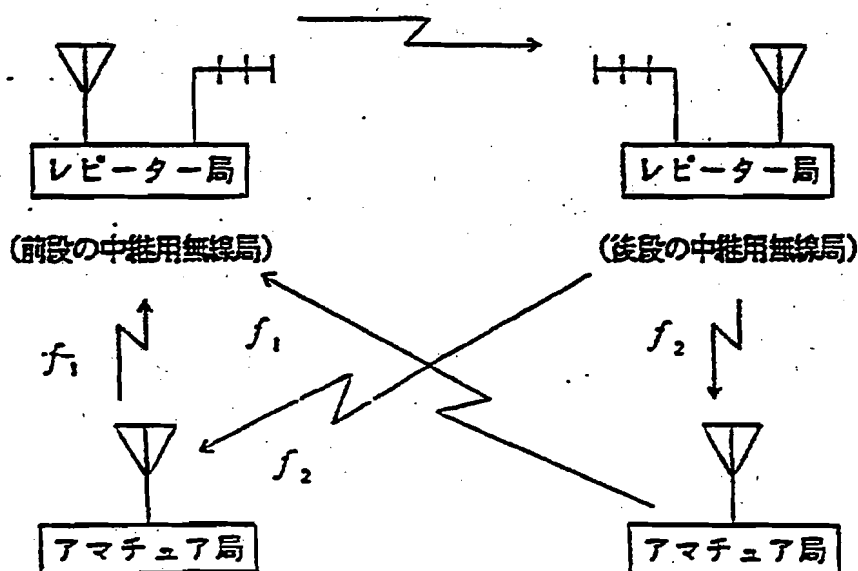


図15-2

(参考) ゲストオペレーターについて

- (1) 「アマチュア局の無線設備を操作することができる資格を有する者」とは、電波法第 39 条の 3 ただし書により、外国において法第 40 条第 1 項第 5 号に掲げる資格に相当する資格として、総務省令で定めるものを有する者を含むものであること。
- (2) 運用する者は、自らアマチュア局を開設している必要はないこと。
- (3) 連絡設定(呼出し又は応答)及び運用規則第 30 条に規定するコールサインの送信に当たっては、当該免許人のものを使用するものであること。
なお、社団局の場合と同様に、免許人のコールサインの後に運用者のコールサイン又は名前を送信することについては支障ない。
- (4) 本制度を利用し運用した場合は、「免許人の運用とするもの」であることから、法令に規定する運用方法を逸脱した場合は、運用者だけでなく免許人も責任を問われることがある。